

第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木
保護管理計画（案）の作成について

1 趣旨

本市では、国の天然記念物に指定された馬場大門のケヤキ並木（以下「ケヤキ並木」といいます。）について、平成20年2月に国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画を策定し、保護及び管理に取り組んできましたが、近年の気候変動などにより、ケヤキ並木を取り巻く環境はより厳しくなっています。こうした背景から、ケヤキ並木を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画（案）（以下「保護管理計画」といいます。）を作成するものです。

2 概要

- (1) 計画改定の背景と目的 （本文掲載1～3ページ）
計画改定の経緯と目的を明確にするとともに、改定案作成に至る検討の経緯を示しています。
- (2) ケヤキ並木の位置付けと変遷 （本文掲載4～11ページ）
天然記念物の内容、ケヤキ並木の起源から現在に至る変遷を示しています。
- (3) 現状と課題 （本文掲載12～34ページ）
ケヤキ並木の現状を示すとともに、平成20年2月に策定した国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画の評価と課題を整理して示しています。
- (4) 基本方針 （本文掲載35～41ページ）
ケヤキ並木の保護管理に係る将来像、基本方針等を示しています。
- (5) 取組方針 （本文掲載42～48ページ）
基本方針に基づき、ケヤキ並木の保護管理において取り組む4つの方針を示しています。
- (6) 推進方針 （本文掲載49～58ページ）
取組方針に位置付けた取組の推進体制や推進スケジュールを示すとともに、補植や伐採の実施、評価と見直しに係る考えを示しています。

3 今後の予定

保護管理計画について、令和7年11月18日から同年12月17日までの期間でパブリック・コメント手続を実施し、市民からの意見等を反映させた計画として取りまとめます。

第2次国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木
保護管理計画（案）

令和7年10月

府中市教育委員会

目次

第1章 計画改定の背景と目的	1
1 計画改定の経緯と目的	1
2 検討の経緯	2
第2章 ケヤキ並木の位置付けと変遷	4
1 天然記念物の指定	4
(1) 指定の概要	4
(2) 所有者と管理者	6
(3) 計画の対象範囲	6
2 ケヤキ並木の歴史と変遷	7
(1) ケヤキ並木の始まり	7
(2) 歴史的変遷	9
(3) 周辺環境の変化	11
第3章 現状と課題	12
1 現状	12
(1) ケヤキ並木の樹種構成と分布状況	12
(2) 樹木の生育状況	19
(3) 市民等との協働	31
2 評価と課題	32
(1) 評価	32
(2) 課題	34
第4章 基本方針	35
1 将来像	35
2 基本方針	36
(1) 既存樹木の保護対策	36
(2) 安全性を確保する適切な維持管理	37
(3) 将来へ引き継ぐ次世代木の育成	37
(4) まちづくりと連携した活用	37
3 現状変更等許可の方針	38
(1) 法令上の位置付け	38
(2) 保護のための基本的な考え方	39
(3) 許可の方針等	39
第5章 取組方針	42
1 【取組方針①】保護対策の方針	42
(1) 既存樹木の分類	42
(2) 定期的な点検・診断と適切な処置	42
(3) 樹木の保護	43

(4) 植栽地の保全	44
2 【取組方針②】維持管理の方針.....	45
(1) 日常の維持管理.....	45
(2) 緊急対応	45
3 【取組方針③】次世代木の育成の方針.....	46
(1) ケヤキ並木の遺伝子を引き継ぐ苗木づくり.....	46
(2) 次世代木の補植及び植え替え.....	46
(3) 次世代木の保護・育成.....	46
4 【取組方針④】活用方針.....	47
(1) 文化・教育における活用	47
(2) まちづくりにおける活用	47
第6章 推進方針	49
1 推進体制.....	49
(1) 法令上の管理体制	49
(2) 多様な主体との協働体制	50
(3) 財政措置	50
2 推進スケジュール.....	51
(1) 短期的な取組目標.....	51
(2) 中期的な取組目標.....	52
(3) 長期的な取組目標.....	52
3 保護管理の実施.....	55
(1) 次世代木の補植等.....	55
(2) 既存木の伐採.....	56
4 計画の評価と見直し.....	58

第1章 計画改定の背景と目的

1 計画改定の経緯と目的

馬場大門のケヤキ並木(以下「ケヤキ並木」^(注1)とといいます。)は、大正13年(1924年)12月9日に国の天然記念物に指定されました。「天然記念物調査報告(植物之部)第四輯^{しゅう}」には、「櫻F e l k o w a s e r r a t e M a r k . ノ並木八慶長年間徳川家康ノ寄附ニヨリテ成レル馬場ノ兩側^{りょうがわ}五町二亘レリ幹ノ目通^{しゅうい}ノ周圍二丈乃至三丈ノモノ約六十本アリ 櫻並木トシテ代表的ナリ」とあります。このことから、ケヤキの巨木が約60本立ち並んでいたことが、ケヤキ並木の本質的(歴史的)価値であったことが分かります。

このような本質的(歴史的)価値を持ち、府中市(以下「市」といいます。)のシンボルであるケヤキ並木について、市では、所有者である大國魂神社や市民の協力の下、文化財保護法等の法令に基づき様々な保護対策を行ってきました。それを受け、府中市教育委員会(以下「市教育委員会」といいます。)では、ケヤキ並木を50年、100年先まで見据えて保護を図るため、平成20年(2008年)2月に国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画(以下「保護管理計画」といいます。)を策定しました。

その後、けやき並木通りの管理が東京都から市へ移管されたことを契機とし、平成22年(2010年)6月7日に市が文化庁長官から管理団体の指定を受け、保護管理計画に基づいた保護管理に取り組んできました。

また、令和6年度が天然記念物指定100周年を迎える記念すべき年であったことから、市では、記念フェスティバルや講演会を実施しました。また、府中市郷土の森博物館では、特別展「武蔵府中のケヤキ並木」を開催しました。これらのイベントを通じて、多くの市民にケヤキ並木が悠久の歴史を持つ貴重な文化財であることを啓発しました。

さらに、市では、令和6年(2024年)12月9日に、かけがえのない財産であるケヤキ並木を中心とした区域であるけやき並木の保全及び利用に係る規範意識を高めるとともに、市と市民等相互の理解と連携の下、協働により美しいけやき並木を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、府中市けやき並木を守り育てる条例を施行しました。この条例の施行により、ケヤキ並木が都市化した市の中心部に所在しながらも、市民の憩いの場として本市のシンボルになっていることやその大切さのほか、大國魂神社の社叢^{しやうそう}とともに、緑の中核的な拠点と位置付けていることを再認識することができました。

一方、近年では、気候変動に伴う暴風雨等の増加、台風の大型化など、ケヤキ並木を取り巻く環境は、より厳しくなっています。特に、隣接地へ伸びる枝の影響や落枝、倒木のおそれもあることから安全性の確保が課題となっています。また、伐採後の空閑地に補植する後継樹の育成など、文化財としての樹木の保護と安全性を両立するための更なる有効な対策が求められています。

こうした背景を受け、市教育委員会は、ケヤキ並木を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくことを目指して、保護管理計画の改定を行うものです。

【注1】ケヤキ並木は、文化財としての「馬場大門のケヤキ並木」のことをいいます。けやき並木は、天然記念物の指定区域外や周辺道路を含むけやき並木通りとその周辺のことをいいます。

2 計画の検討の経緯

保護管理計画の改定に当たっては、令和6年度に市教育委員会の附属機関である府中市文化財保護審議会に諮問し、審議会が設置した国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画に関する部会（以下「部会」といいます。）での検討を踏まえ、令和7年9月に「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画の見直しに関する事項について（答申）」の提出を受けました。

この答申を踏まえ、市教育委員会において、保護管理計画の改定を行います。

表 1 - 1 計画検討の経緯

年 度	時 期	会 議	内 容
令和6年度	令和6年9月	府中市文化財保護審議会	審議事項 国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画の見直しに関する事項について（諮問）
	令和6年11月	第1回部会	確認事項 1 検討の進め方について 2 ケヤキ並木の保護管理の概要について 審議事項 既存計画の評価と課題について
	令和7年1月	第2回部会	審議事項 1 第1回国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画に関する部会からのご意見における対応状況について 2 将来像、基本方針及び現状変更許可の方針について 3 次世代木の育成の方針について
	令和7年3月	第3回部会	審議事項 1 第2回国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画に関する部会からのご意見における対応状況について 2 保護対策の方針について
令和7年度	令和7年5月	第4回部会	審議事項 1 第3回国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画に関する部会からのご意見における対応状況について 2 維持管理の方針について 3 活用の方針について 4 次世代木の補植等計画（案）について 5 既存樹木の伐採計画（案）について

令和7年7月	第5回部会	<p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4回国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画に関する部会からのご意見における対応状況について 2 現状変更等の取扱基準について 3 推進方針(案)について
令和7年8月	第6回部会	<p>審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第5回国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画に関する部会からのご意見における対応状況について 2 国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画の見直しに関する事項について(答申案)
令和7年9月	府中市文化財保護審議会	<p>審議事項</p> <p>府中市文化財保護審議会諮問事項について(答申)案について</p>
令和7年9月	府中市文化財保護審議会	<p>審議事項</p> <p>府中市文化財保護審議会諮問事項について(答申)案について</p>

第 2 章 ケヤキ並木の位置付けと変遷

1 天然記念物の指定

(1) 指定の概要

ケヤキ並木の天然記念物の指定の概要については、次のとおりです。

ア 指定年月

大正 13 年 (1924 年) 12 月 9 日

イ 指定事由

植物ノ一、著シキ並木、^{けやき}欗 数六十本

ウ 指定基準

(一) 名木、巨樹、老樹、^{きけい}畸形木、栽培植物の原木、並木、^{しゃそう}社叢

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和 26 年 5 月 10 日) による「植物 1」に該当

エ 所在地

東京都府中市宮町一丁目・宮西町一丁目・寿町一丁目・府中町一丁目

オ 天然記念物の解説 (「天然記念物調査報告 (植物之部) 第四輯^{しゅう}」より)

^{けやき}欗ノ並木八慶長年間徳川家康ノ寄附ニヨリテ成レル馬場ノ^{りょうがわ}兩側五町二亘レリ幹ノ目通ノ^{しゅうい}周圍
二丈乃至三丈ノモノ約六十本アリ^{けやき}欗並木トシテ代表的ナリ

カ 指定範囲

「図 2 - 1 天然記念物の指定範囲」のとおり。

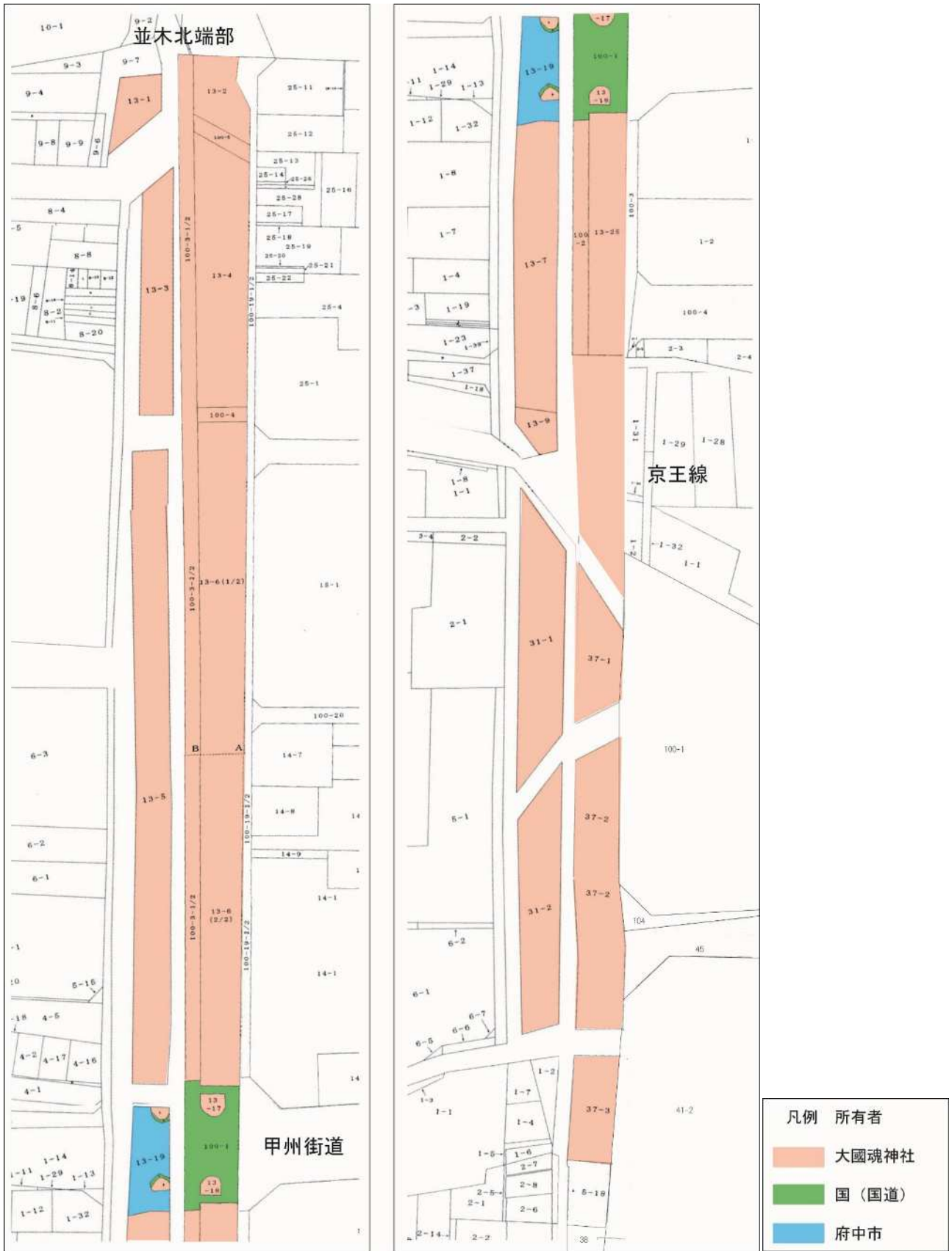


図 2 - 1 天然記念物の指定範囲

(2) 所有者と管理者

ケヤキ並木の所有者は、大國魂神社（参道）、市（参道の一部、市道）、東京都（都道）及び国（国道）です。

文化財の管理は、原則所有者が行います。ただし、国の天然記念物に指定され、かつ所有者が複数にまたがる場合は、文化財保護法第113条に基づく管理団体の指定を受けることにより、適当な地方公共団体その他の法人が管理を行うことができます。ケヤキ並木の管理は、けやき並木通りの管理主体が東京都から市へ移管されたことを契機とし、平成22年6月7日付けで市が管理団体の指定を受け、現在に至っています。

(3) 計画の対象範囲

保護管理計画の対象範囲は、天然記念物の指定範囲に加え、現在の並木の形態を構成する範囲として、南側の指定地外部分を含めた区域とします。

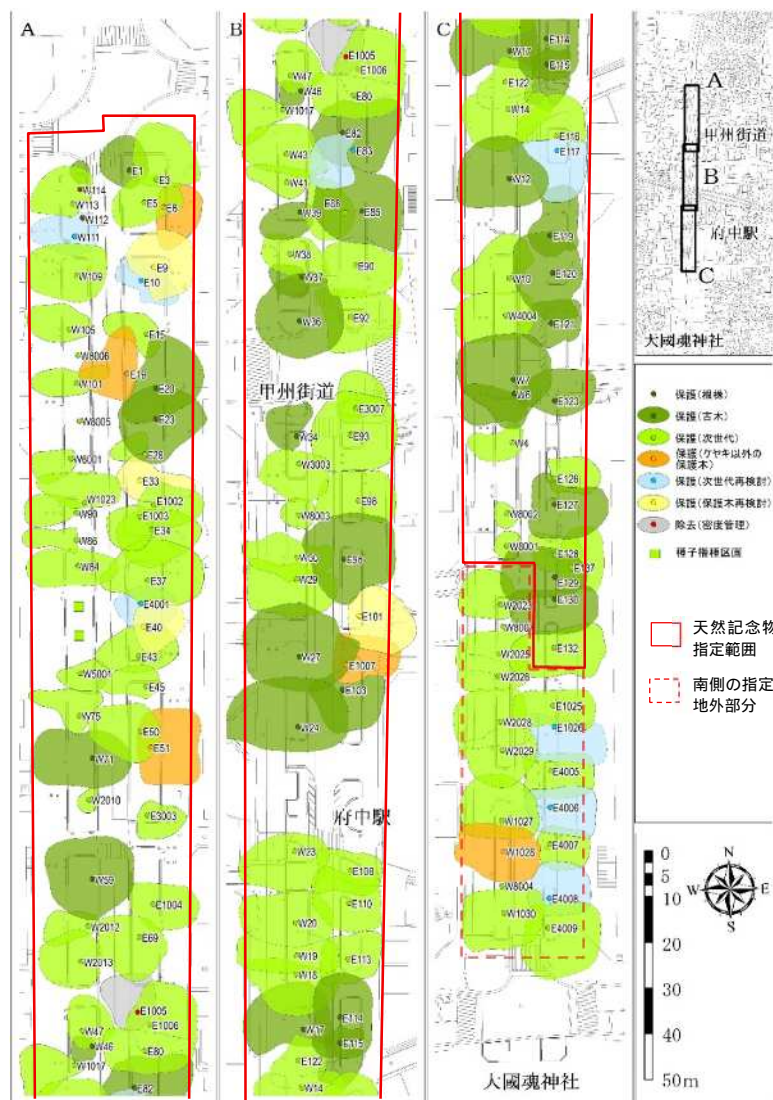


図 2 - 2 計画対象範囲（赤枠が国天然記念物指定地、点線が指定地外で本計画改定範囲に含む部分）

2 ケヤキ並木の歴史と変遷

(1) ケヤキ並木の始まり

ケヤキ並木の始まりは諸説ありますが、ここでは、郷土の森博物館で開催された2回の特別展の調査研究成果（府中市郷土の森博物館2005、2024）に基づき整理します。

ア 古木の樹齢から考える

ケヤキ並木の起源を知るためには古木の樹齢が参考となりますが、現在確認できる樹木の年輪は芯の部分が腐朽しており確認が難しい状況です。

昭和40年代から50年代にかけてケヤキ並木の調査と保存に尽力された中村克哉氏によると、現存するケヤキで最古のものは慶長年間（1596年～1615年）に植栽されたものとされています。この考えは、徳川家康の馬場寄進によるケヤキの植栽の年代に近いと、有力なものとして考えられています。一方、慶長年間以後の貞享二（1686年）年の記録（「社木書上覚」）では、当時存在した41本のうち、22本のケヤキの幹回りが3メートル～6.8メートルであったと記されています。慶長年間からわずか70年から80年まででこれだけ成長することは考えられないため、中村氏はこれを源頼義・義家による植樹であると考えています。

なお、近年の台風の影響で伐採したケヤキの古木は、幹回り3メートルで樹齢が江戸時代中期と年輪年代が推定されました。そのため、前述の幹回り6.8メートルの樹木は、江戸時代に植栽されたものであると考えられます。

イ 徳川家康の馬場寄進と並木への植栽

徳川家康は、豊臣家を大坂の陣で滅亡に追い込みます。「六所宮（大國魂神社）の縁起書」等によれば、この戦いの戦勝祈願のお礼として、戦後に一の鳥居の南側に馬場二条が寄附され、その左右の土手に苗木が植えられたといわれています。

実際に、「武蔵名勝図会」六所社頭図にもある、寛文7年（1667年）に境内に立てられた制札（禁止条項を記した木札）には、「馬場の土手に植えた苗木を抜き捨てないこと」と書かれています（図2-3）。その他の史料も合わせ、17世紀半ばには、馬場と並木が存在したことを確認することができます。このことから、徳川家康の時代にケヤキが寄進され、徳川将軍家が代々守り育ててきたものが現在のケヤキ並木につながっていると考えられます。

ウ 源頼義・義家の苗木寄進伝説

徳川家康の時代から遡り、平安時代後期に活躍した源頼義・義家による伝説もあります。源頼義・義家は前九年合戦で陸奥国に向かう際、六所宮（大國魂神社）で勝利を祈願した上で、凱旋の時に苗木を寄進したといわれています。これが、ケヤキ並木の起源とされてきました。

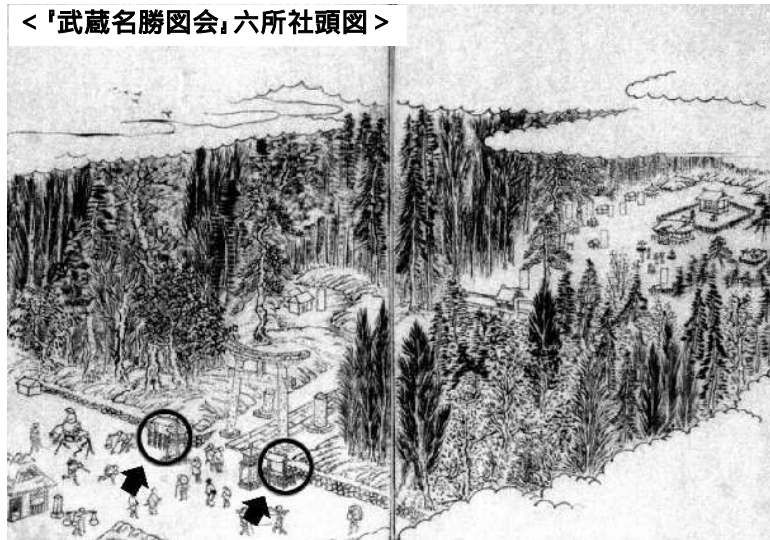
14世紀後半に成立した「源威集」では、「前九年合戦を擁護するため、源頼義が南向きの六所宮を北向きに改めた」という記載があります。源頼義・義家がケヤキの並木を寄進したという記載ではありませんが、北向きの参道（大門）の敷設が11世紀半ばであるため、源頼義・義家が関わっていた可能性が指摘されています（府中市郷土の森博物館ブックレット26「武蔵府中のケヤキ並木」、2024）。

【引用・参考文献】

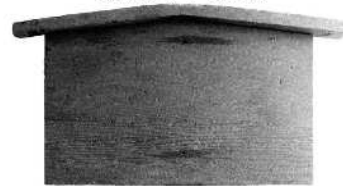
府中市郷土の森博物館 2005 「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」府中市郷土の森博物館ブックレット7

府中市郷土の森博物館 2024 「武蔵府中のケヤキ並木」府中市郷土の森博物館ブックレット26

<「武蔵名勝図会」六所社頭図>



<寛文7年制札>



<制札の内容>

條々

- 一 六所明神の境内の竹木を勝手に伐採しないこと、また馬場の土手に植えた苗木を抜き捨てないこと
- 一 居住者も参詣の者も、火の用心をしっかりすること、付けたり、神社内で落書きを一切しないこと
- 一 神社内を牛馬を引いて通らないこと、右の簡条を守りなさい、これに違反する者があれば罪になる

寛文七年四月廿日 奉行

図 2 - 3 「武蔵名勝図会」六所社頭図と寛文七年の制札（大國魂神社所蔵）

(2) 歴史的変遷

江戸時代、1800年代前半の様子が描かれた「新編武蔵風土記稿」(図2-4)では、旧甲州街道の北から一の鳥居(現在の並木北端)まで鬱蒼とした樹列が続いており、東西に2列ずつ並木が描かれています。また、並木の足元に土手と思われる描写があり、土手を伴っていたことが分かります。

明治以降の絵や写真を見ると、昭和の初期までは、ケヤキ並木は樹木の量が多く、鬱蒼とした状態で、道路が舗装されていないこともわかります。昭和25年~34年(1950年代頃)になると、参道の通行量が増加したことから道路が舗装され、ケヤキの根元も石囲いで保護されます。並木の樹木も徐々に減少し、これまでの並木の景観が大きく変わります。その後、平成6年(1994年)に樹木を囲む石積が改修され、さらに平成20年(2008年)に保護管理計画が策定され、計画に基づく間伐が行われ、更に古木の減少も相まって、現在、樹木の間隔が比較的広い、並木の景観となっています。

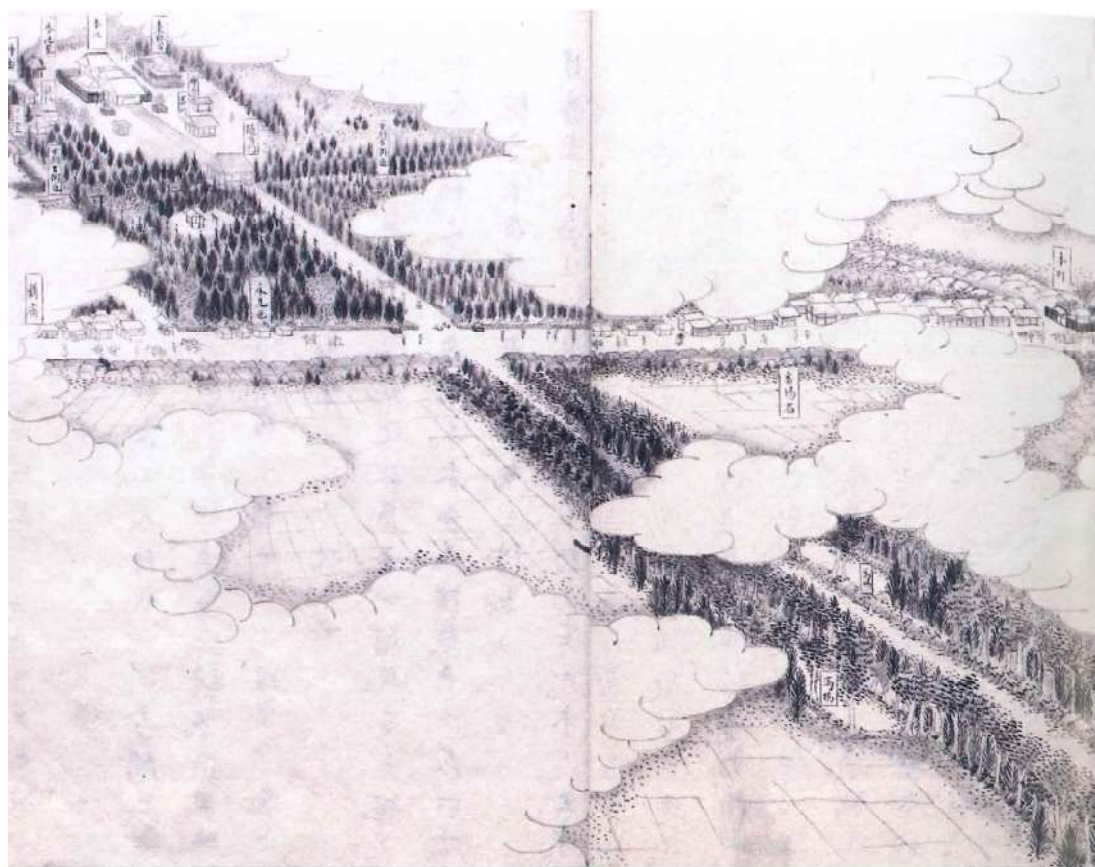


図2-4 「新編武蔵風土記稿」(国立公文書館所蔵)



明治31年(1898年) 1



大正~昭和初期(1920年~1930年頃) 2



昭和37年(1962年) 3



平成17年(2005年)



令和4年(2022年)

1 府中市美術館所蔵 2 郷土の森博物館所蔵 3 周防大島文化交流センター所蔵

図2-5 ケヤキ並木最北端の年代別の景観

(3) 周辺環境の変化

ケヤキ並木の周辺は、明治14年(1881年)頃まではほとんどが桑畑でした。大正時代に入ると京王線が敷設され、京王線から南側には、府中駅と大國魂神社との間に市街地が形成されていきました。一方、京王線より北側では、引き続き昭和50年代(1975年~1988年)まで桑畑が広がっていましたが、高度経済成長期に一気に市街化が進みました。

昭和45年(1970年)頃までは、周辺の建築物がまだ低くケヤキの方が高い状況でしたが、現在では周辺の建築物が高層化し、ケヤキが被圧されるようになってきました(図2-6)。また、平成29年(2017年)には府中駅南口市街地再開発事業計画が完了し、ケヤキ並木に隣接して新たに大型複合施設が完成しました。



昭和33年(1955)のケヤキ並木(むかしの府中より)



近年のケヤキ並木(府中市緑の基本計画2020より)

図2-6 ケヤキ並木周辺の土地利用変化

第3章 現状と課題

1 現状

(1) ケヤキ並木の樹種構成と分布状況

ア 樹種構成と分布状況

(ア) 樹種における現状

これまでにケヤキ並木に生育していた樹木の種類は、20科30種あります。これらの樹木は、伐採や補植などの取組により、年代ごとに変化を続けています。

改定前の保護管理計画（以下「旧計画」といいます。）に基づく密度管理や不要木の伐採等により、全体の本数は、214本から128本に減少しました。また、樹種は11種から5種に減少しています。

最も多い樹種はケヤキの119本で、旧計画から33本減少したものの、全体の9割以上を占めています（全体割合では22.0%増加）。その他の樹木として、エノキは同様に割合が増加、イヌシデ、ムクノキ、コナラは本数の減少により割合も減少し、本数は各1本から4本となっています。

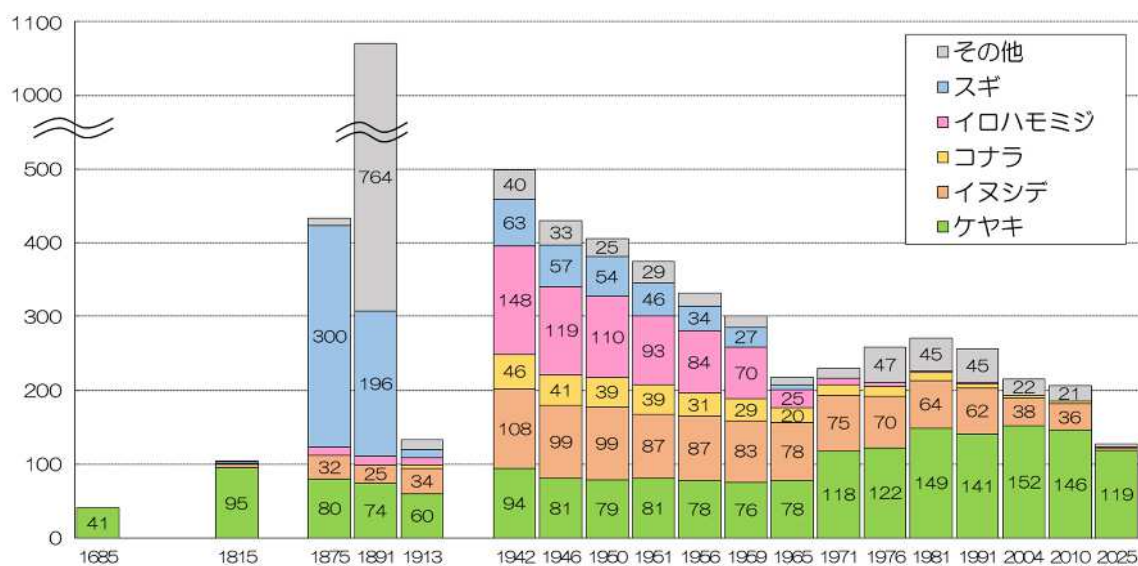


図3-1 ケヤキ並木の樹木の本数の変遷

表3-1 ケヤキ並木における樹種別本数と割合（旧計画時：平成19年度、現在：令和6年度）

No.	種名	平成19年度				令和6年度			
		西側	東側	合計	本数の割合	西側	東側	合計	本数の割合
1	ケヤキ	74	78	152	71.0 %	61	58	119	93.0 %
2	イヌシデ	18	20	38	17.8 %		3	3	2.3 %
3	トウカエデ	2	6	8	3.7 %				
4	ムクノキ	3	1	4	1.9 %		1	1	0.8 %
5	エノキ	1	3	4	1.9 %	1	3	4	3.1 %
6	コナラ	2	1	3	1.4 %		1	1	0.8 %
7	サクラ類	1		1	0.5 %				
8	クヌギ		1	1	0.5 %				
9	クスノキ	1		1	0.5 %				
10	イヌザクラ	1		1	0.5 %				
11	ケンボナシ	1		1	0.5 %				
	計	104	110	214	100.0 %	62	66	128	100.0 %

注：ケヤキの本数には、枯死しているが根株の状態に残された W112、枯死しているが他のケヤキが着生している W114 が含まれる。

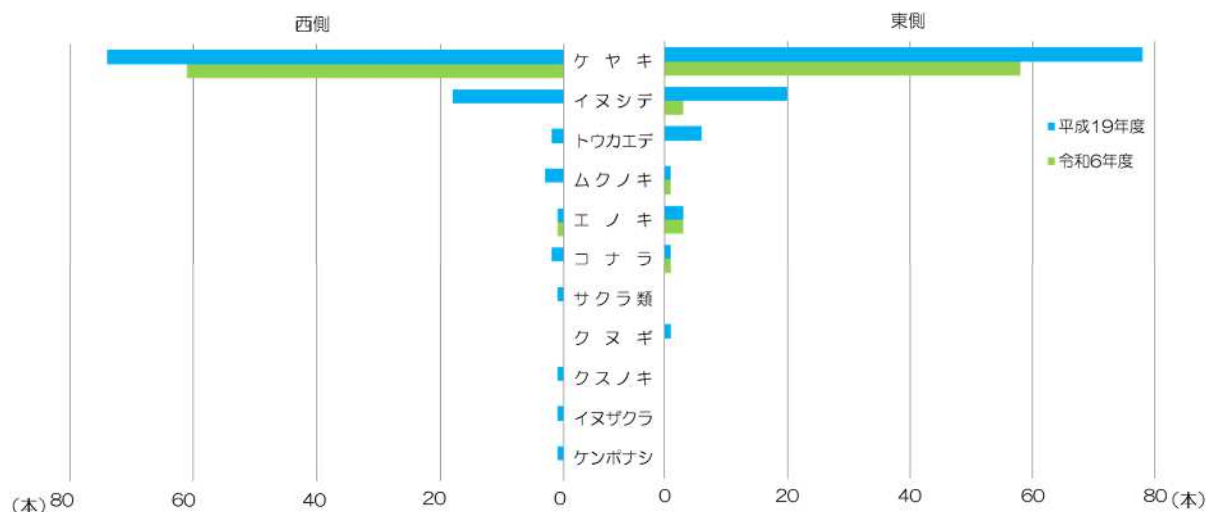


図3-2 ケヤキ並木における樹種別本数（旧計画時：平成19年度、現在：令和6年度）

(イ) 計画の分類区分における現状

旧計画では、保存の方向性を各樹木について定め、分類を区分しています(表3-2、図3-4)。当該分類区分に基づき、旧計画策定時点(平成19年度)と現在(令和6年度)のケヤキ並木の樹木の本数を比較して整理しました(表3-1、図3-2)。

旧計画策定時と現在を比較すると、保護対象であるケヤキ古木^{注2}は35本から29本に減少しています。一方、ケヤキの次世代木^{注3}は一部伐採されたものもありますが、分類区分の見直しや新規植栽により、85本から87本に増加しています。ケヤキ以外の保護木^{注4}は、17本から9本に減少しています。

また、平成19年度に「除去・伐採対象木」とした樹木は75本でした。その後、毎年の巡回監視で分類区分を修正しつつ伐採を進めたことにより、現在の除去・伐採対象木はケヤキ1本のみとなっています。

個体別の生育履歴（表3-3）をみると、除去・伐採対象の樹木は、平成28年度までにほぼ伐採されています。このことにより、現在は、旧計画策定時の樹冠分布よりも植栽間隔が広く、1本1本の樹冠が大きく成長していることがわかります（図3-3）。

一方で、平成30年と令和元年の大型台風により、古木では幹裂けや大枝の落枝・折損が、次世代木では傾倒などの被害が出ており、古木2本、次世代木1本を伐採しています。また、ケヤキ以外の保護木では令和3年度～4年度にナラ枯れの被害が出ており、コナラ2本とクヌギ1本を伐採しています。

【注2】「ケヤキ古木」とは、胸高周囲200cmを超えるケヤキをいいます。

【注3】「次世代木」とは、古木以外のケヤキのうち、次世代の古木とするケヤキをいいます。

【注4】「ケヤキ以外の保護木」とは、ケヤキ以外の樹種のうち、古木の生育に影響を与えない場所に生育し、胸高周囲が200cm程度の古木に匹敵する樹木をいいます。

表3-2 計画における分類区分別の本数（旧計画時：平成19年度、現在：令和6年度）

計画における分類区分				本数	
				平成19年度	令和6年度
				139	127
保護木	古木	胸高周囲200cmを超えるケヤキ	ケヤキ（古木）	35	29
		過去に伐採した古木のうち、古木の存在をモニュメントとして残すために保存した株	ケヤキ（根株）	2	2
	次世代木	古木以外のケヤキのうち、次世代の古木とするケヤキ	ケヤキ（次世代木）	85	87
	ケヤキ以外の保護木	ケヤキ以外の樹種のうち、古木の生育に影響を与えない場所に生育し、胸高周囲が200cm程度の古木に匹敵する樹木	エノキ	4	4
			イヌシデ	4	3
			コナラ	3	1
			ムクノキ	2	1
			クヌギ	1	0
			サクラ	1	0
			ケヤキ（サクラ）	1	0
ケンボナシ	1	0			
除去・伐採対象木	<除去> ・古木や次世代構成樹の良好な生育に影響を与えるもの ・生育状況がよいもの ・比較的小さなもの <伐採> ・古木や次世代構成樹の良好な生育に影響を与えるもの ・生育状況がよいもの ・大きく傾斜しているなど安全上問題が考えられるもの 並木に生育する自生種でない種類(国内外来種)で、1970年代に植栽されたクスノキとトウカエデ。将来的な並木の景観を考えると不調和であるもの	ケヤキ	29	1	
		イヌシデ	34	0	
		トウカエデ	8	0	
		ムクノキ	2	0	
		イヌザクラ	1	0	
		クスノキ	1	0	
		合計		214	128

詳細は、「保護対策の方針」に記載しています。

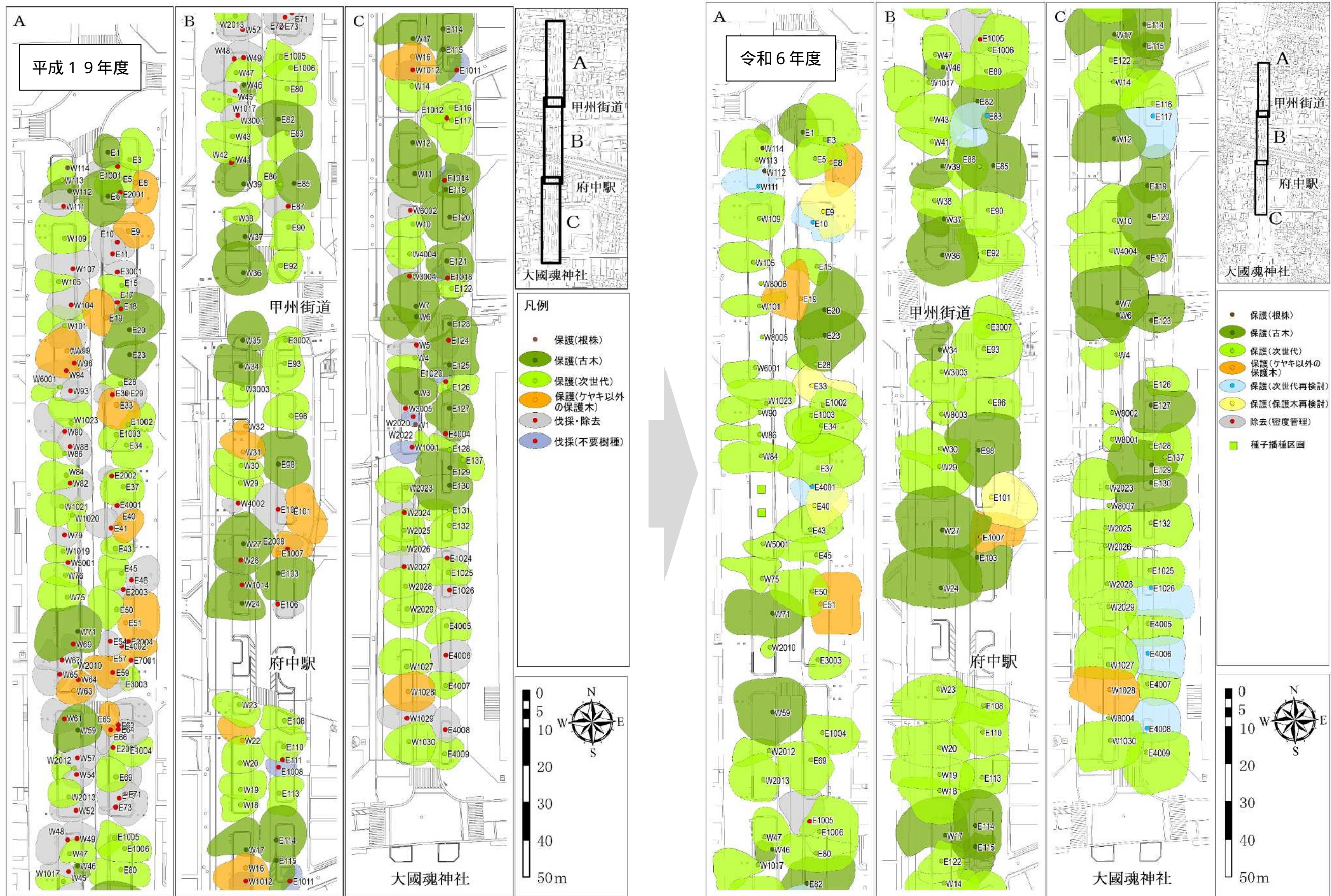
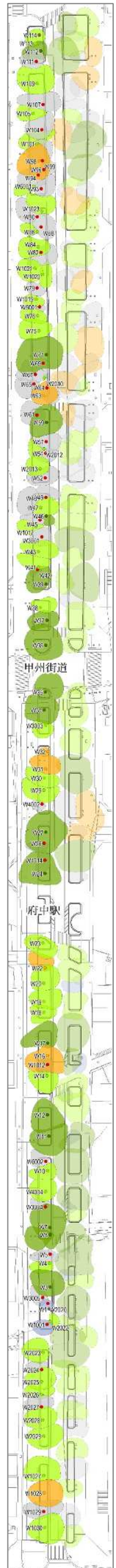


図3-3 旧計画策定時(平成19年度)と現在(令和6年度)のケヤキ並木の樹木分布

表 3-3 ケヤキ並木の個体別生育履歴 (2/2: 西側)

備考	生育状況												区分 (H19時点)	樹種	樹木番号			
	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H3	H2	H1	H0	H2	H1				H0		
ケヤキの実生着生															根株保存	古木/根株	ケヤキ	W114
区分修正:保護(根株)、R3根株崩落				×											根株保存	次世代後継樹	ケヤキ	W113
区分修正:保護(次世代再検討)															伐	古木	ケヤキ	W112
																除去(密度管理)	ケヤキ	W111
																次世代後継樹	ケヤキ	W109
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W107
																次世代後継樹	ケヤキ	W105
区分修正:保護(次世代)																新規植栽	ケヤキ	W8006
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W104
																次世代後継樹	ケヤキ	W101
H30台風による枝折損、ナラ枯れにより伐採																伐採(密度管理)	イヌシデ	W99
区分修正:保護(次世代)																ケヤキ以外の保護木	コナラ	W98
																新規植栽	ケヤキ	W8005
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W96
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W94
																次世代後継樹	ケヤキ	W6001
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W93
																次世代後継樹	ケヤキ	W1023
区分修正:保護(次世代)																除去(密度管理)	ケヤキ	W90
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W88
																次世代後継樹	ケヤキ	W86
																次世代後継樹	ケヤキ	W84
																伐採(密度管理)	ムクノキ	W82
枯死により伐採																次世代後継樹	ケヤキ	W1021
区分修正:保護(次世代再検討)、樹勢低下により伐採																次世代後継樹	ケヤキ	W1020
																除去(密度管理)	ケヤキ	W79
H30台風による根返り																次世代後継樹	ケヤキ	W1019
区分修正:保護(次世代)																除去(密度管理)	ケヤキ	W5001
H27主幹覆返り、倒木寸前のため伐採																次世代後継樹	ケヤキ	W76
																次世代後継樹	ケヤキ	W75
R1台風による落枝																古木	ケヤキ	W71
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W69
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W67
																次世代後継樹	ケヤキ	W2010
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W65
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W64
ナラ枯れにより伐採																ケヤキ以外の保護木	コナラ	W63
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W61
																古木	ケヤキ	W59
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W57
																次世代後継樹	ケヤキ	W2012
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W54
																次世代後継樹	ケヤキ	W2013
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W52
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W49
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W48
																次世代後継樹	ケヤキ	W47
																古木	ケヤキ	W46
																伐採(密度管理)	イヌシデ	W45
																次世代後継樹	ケヤキ	W1017
																除去(密度管理)	ケヤキ	W3001
R1台風による落枝																次世代後継樹	ケヤキ	W43
																次世代後継樹	ケヤキ	W41
																除去(密度管理)	ケヤキ	W42
H30台風による落枝																古木	ケヤキ	W39
																次世代後継樹	ケヤキ	W38
R7腐朽部落下																古木	ケヤキ	W37
																古木	ケヤキ	W36
腐朽により伐採																古木	ケヤキ	W35
H26主幹一部崩落																古木	ケヤキ	W34
																次世代後継樹	ケヤキ	W3003
倒木の危険性が高まったため伐採																ケヤキ以外の保護木	ケヤキ(切5)	W32
区分修正:保護(次世代)																新規植栽	ケヤキ	W8003
枯死により伐採																ケヤキ以外の保護木	ケンボナシ	W31
																次世代後継樹	ケヤキ	W30
																次世代後継樹	ケヤキ	W29
																除去(密度管理)	ケヤキ	W4002
R1台風による落枝																古木	ケヤキ	W27
																除去(密度管理)	ケヤキ	W26
																伐採(密度管理)	イヌザクラ	W1014
H27落枝																古木	ケヤキ	W24
																次世代後継樹	ケヤキ	W23
主幹枯死により伐採																ケヤキ以外の保護木	サクラ	W22
																次世代後継樹	ケヤキ	W20
R1台風による落枝、R4落枝																次世代後継樹	ケヤキ	W19
																次世代後継樹	ケヤキ	W18
R1台風による落枝																古木	ケヤキ	W17
倒木の危険性が高まったため伐採																ケヤキ以外の保護木	ムクノキ	W16
H28参道東側から西側に移植																次世代後継樹	ケヤキ	E122
																伐採(不要樹種)	トウカエデ	W1012
																次世代後継樹	ケヤキ	W14
																古木	ケヤキ	W12
H30台風による主幹裂け、落枝により伐採																古木	ケヤキ	W11
																除去(密度管理)	ケヤキ	W6002
																次世代後継樹	ケヤキ	W10
H30落枝																次世代後継樹	ケヤキ	W4004
																除去(密度管理)	ケヤキ	W3004
																古木	ケヤキ	W7
H30台風による枝折損																古木	ケヤキ	W6
																除去(密度管理)	ケヤキ	W5
																次世代後継樹	ケヤキ	W4
H30台風による主幹裂けにより伐採																古木	ケヤキ	W3
																伐採(密度管理)	ムクノキ	W3005
区分修正:保護(次世代)																新規植栽	ケヤキ	W8002
ケヤキを新植するため抜根																伐採(不要樹種)	クスノキ	W2020
ケヤキを新植するため伐採																古木/根株	ケヤキ	W1
区分修正:保護(次世代)																次世代後継樹	ケヤキ	W2022
																新規植栽	ケヤキ	W8001
																伐採(不要樹種)	トウカエデ	W1001
																次世代後継樹	ケヤキ	W2023
区分修正:保護(次世代)																新規植栽	ケヤキ	W8007
区分修正:伐採(保護対策)																次世代後継樹	ケヤキ	W2024
																次世代後継樹	ケヤキ	W2025
																次世代後継樹	ケヤキ	W2026
区分修正:伐採(保護対策)																次世代後継樹	ケヤキ	W2027
																次世代後継樹	ケヤキ	W2028
																次世代後継樹	ケヤキ	W2029
																次世代後継樹	ケヤキ	W1027
																ケヤキ以外の保護木	エノキ	W1028
区分修正:伐採(保護対策)																次世代後継樹	ケヤキ	W1029
区分修正:保護(次世代)																新規植栽	ケヤキ	W8004
																次世代後継樹	ケヤキ	W1030

- : 古木
- : 次世代木
- : ケヤキ以外の保護木
- : 除去・伐採
- : 新規植栽
- : 伐採
- : 胴枯病の外科手術実施
- × : 大枝の折損や落枝、幹の崩落など



イ 植栽年代

平成16年(2004年)の樹木位置図及び側面図を基に、昭和31年(1956年)と昭和51年(1976年)の樹木位置と樹木サイズを比較し、それぞれの年に現在生育する樹木が生育していたかどうかを確認することで、植栽年代を推測しました。

ケヤキについては、胸高周囲200センチメートル以上の樹木の大半が、昭和31年(1956年)以前に植栽した個体であることが分かります。一方、胸高周囲200センチメートル未満の樹木の多くは、昭和32年(1957年)から平成16年(2004年)までのほぼ50年の間に植栽された個体です。また、平成25年(2013年)から令和6年(2024年)にかけて、新たに7本のケヤキを植栽しました。

令和7年(2025年)3月現在生育するケヤキの植栽年代別の個体数は、全体の119本であり、そのうち、昭和31年以前からある69年以上前から生育している個体は、35本(全体の約3割)です。このことから、現在生育するケヤキの約7割が、約69年前から現在までの期間に植栽された比較的歴史の浅い個体であることが分かりました。

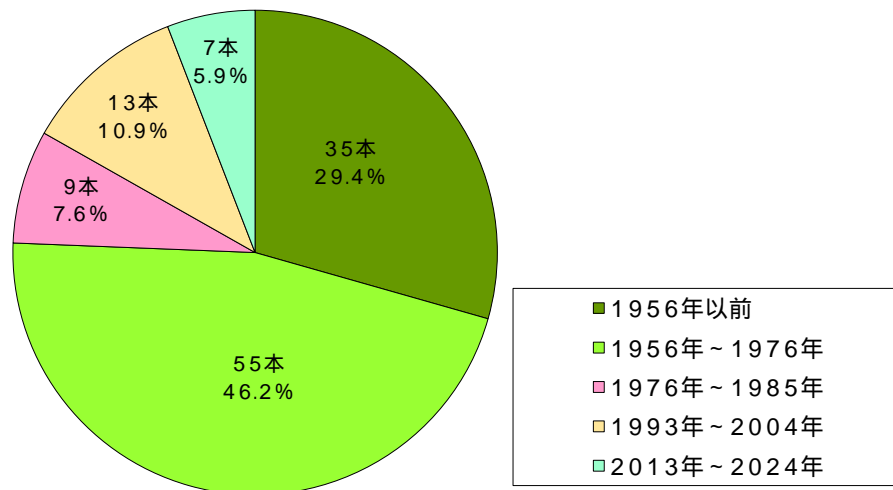


図3-4 現在生育するケヤキの植栽年代

(2) 樹木の生育状況

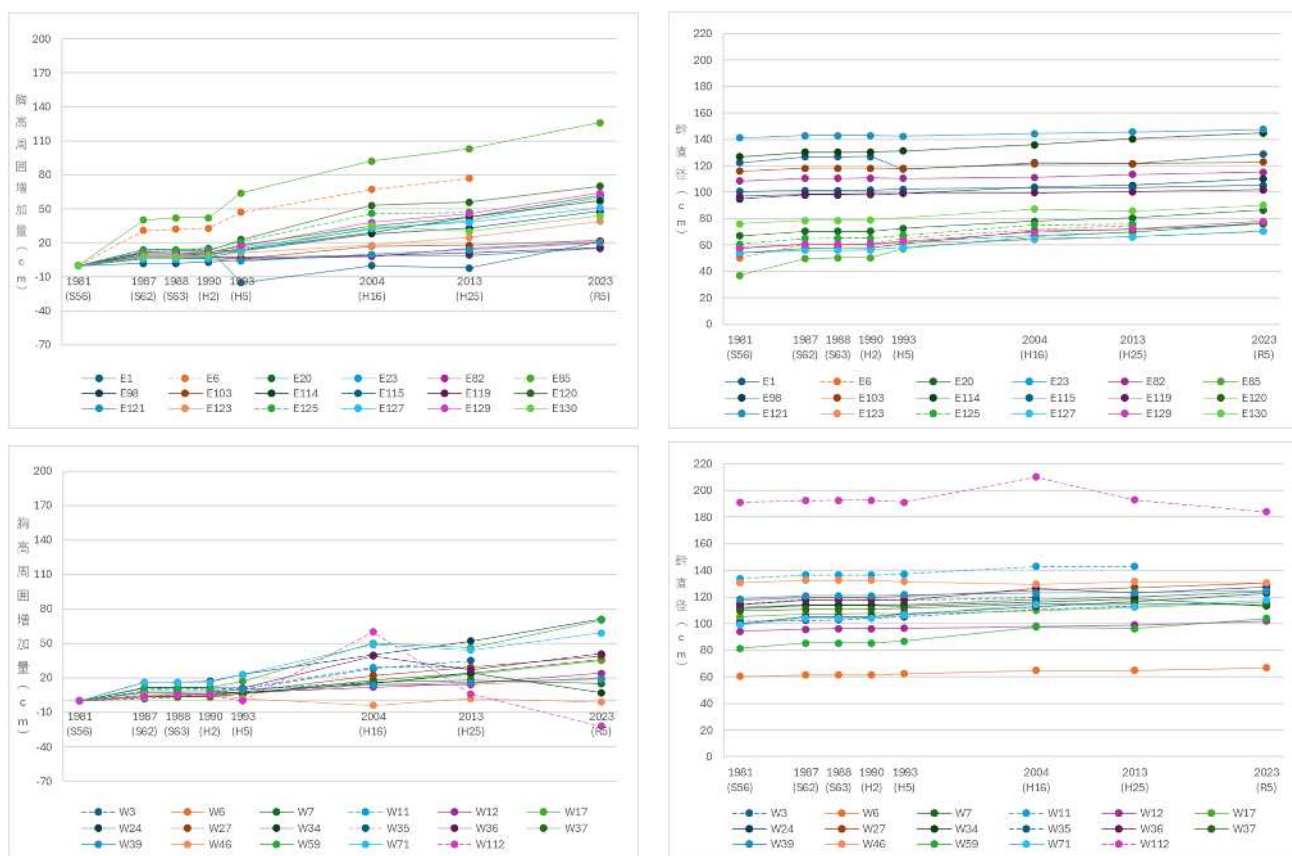
ア 樹木の生長状況

(ア) 古木

旧計画で古木に区分された樹木35本のうち、現在29本が生育しています。枯死した古木のうち1本(W112)は、図3-5に示すとおり、主幹伐採の後に根株として保存しています。

根株保存を除く古木について、昭和56年(1981年)から令和5年(2023年)にかけての胸高周囲の増加量は、全体の平均が40.4センチメートルです。生育する区画別で見ると、東側は平均46.0センチメートル、西側は平均33.5センチメートルと、東側の増加量が大きくなっています。また、幹直径平均は、昭和56年(1981年)の96.5センチメートルから令和5年(2023年)の106.8センチメートルへ増加しており、緩やかに肥大生長していることが分かります。

平成16年(2004年)から令和5の年(2023年)までの胸高周囲の増加量の分布(図3-6)を見ると、20~40センチメートルの増加量が11個体、20センチメートル未満の増加量が16個体、減少が2個体です。このことから、成長に差はあるものの、ほとんどの古木は近年も肥大成長していることが分かります。なお、増加量が減少している古木は、腐朽した主幹が台風や風の影響で崩壊した個体です。



点線は現在では伐採された樹木。このうち、W112はH28年(2016)に伐採され後に根株保存している

図3-5 古木の胸高周囲の増加量および幹直径の経年変化

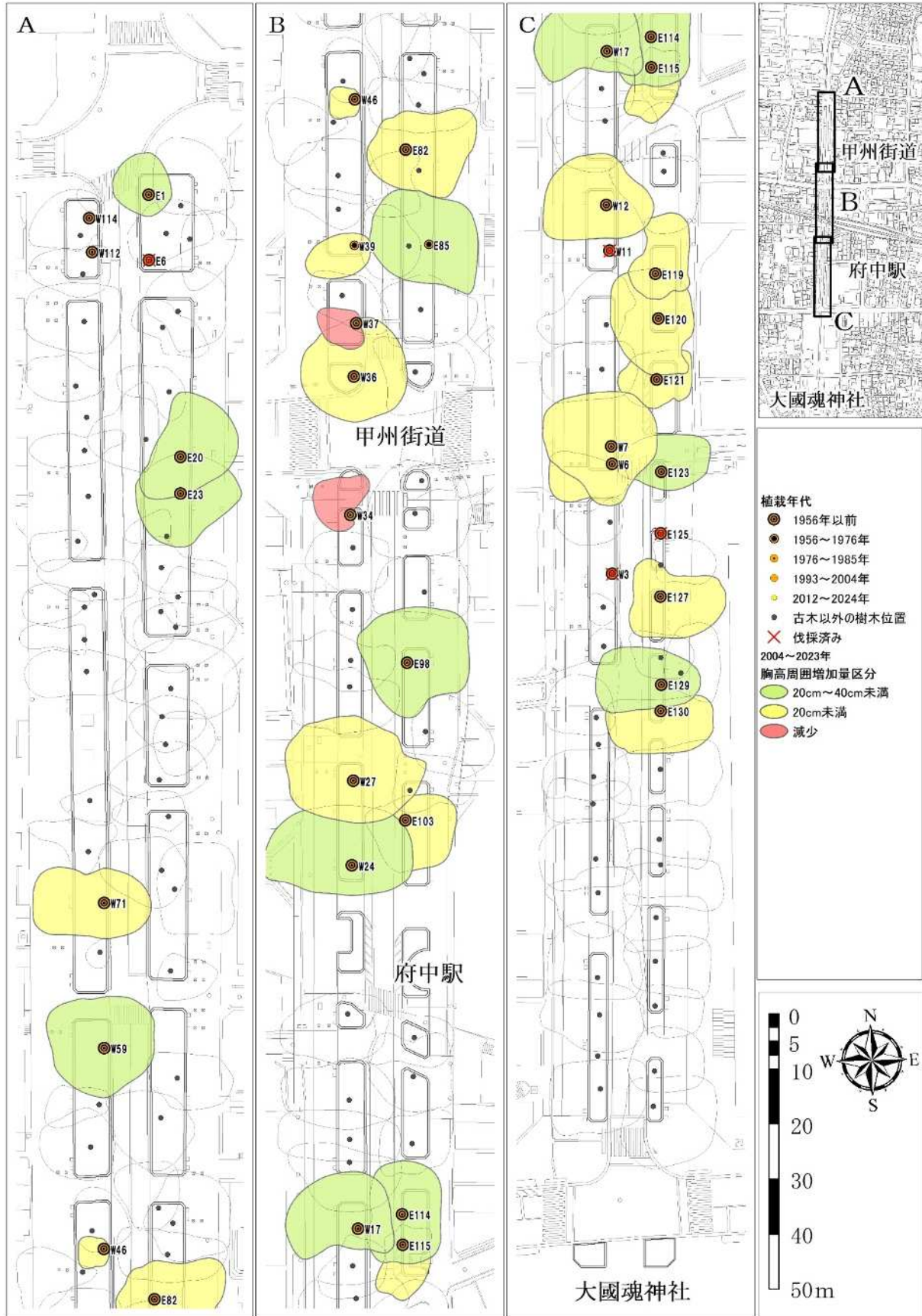


図3-6 古木の胸高周囲の増加量別の分布

(イ) 次世代木

旧計画で次世代木（旧計画の分類では次世代後継樹のことをいいます。）に区分された98本のうち、現在88本（このうち1本（E1005）は除去（密度管理）対象に変更しています。）が生育しています。

昭和56年（1981年）から継続的に計測されている62本について、令和5年（2023年）までの胸高周囲の増加量は平均91.8センチメートルで、古木と比較して倍以上高いことが分かります。生育する区画別で見ると、東側で88.6センチメートル、西側で95.6センチメートルと、西側の増加量が大きくなっています。また、新規植栽を除く幹直径の平均は、昭和56年（1981年）の23.9cmから令和5年（2023年）の51.9センチメートルへ増加しており、おおむね順調に生長していることが分かります。

近年の胸高周囲の増加量ごとの分布（図3-8）を見ると、60センチメートル以上の増加量が7個体、40～60センチメートルの増加量が26個体、20～40センチメートルの増加量が38個体、20センチメートル未満が2個体、減少が2個体です。このことから、ほとんどの次世代木は、近年も大きく成長していることが分かります。また、一部減少した個体があるものの、府中駅より北側の区画の増加量が特に大きいことが分かりました。一方、近年まで再開発事業が施行されていた府中駅南側の東側区画では、増加量が20センチメートル未満の個体が比較的多く見られました。このうち5本は、昭和31年（1956年）よりも前に植栽された個体であるため、樹齢に伴い成長が緩やかとなった可能性が考えられます。E4007、W2012は、平成25年（2013年）に胸高周囲の減少が見られたものの、令和5年（2023年）には再び増加しています。

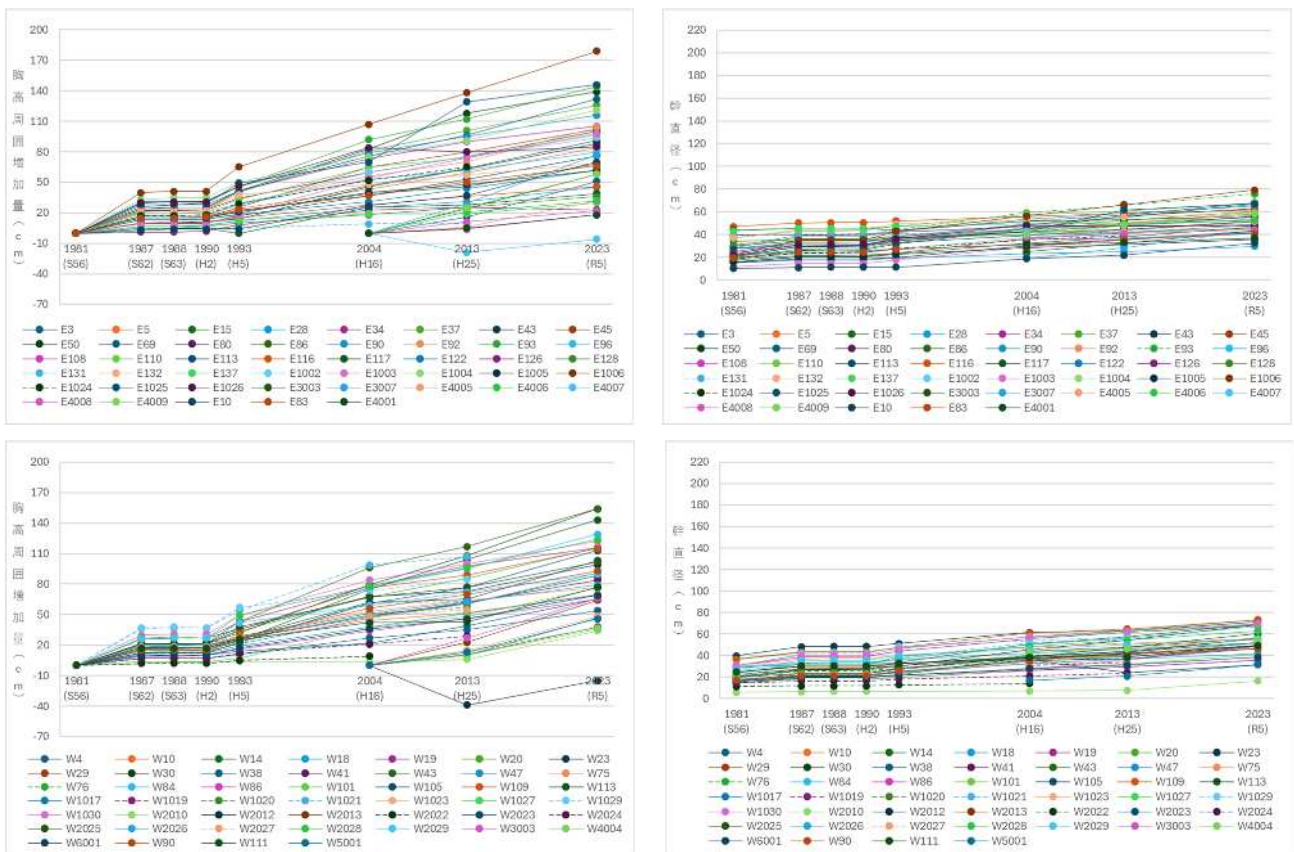


図 3-7 次世代木の胸高周囲の増加量および幹直径の経年変化 点線は現在伐採済の樹木

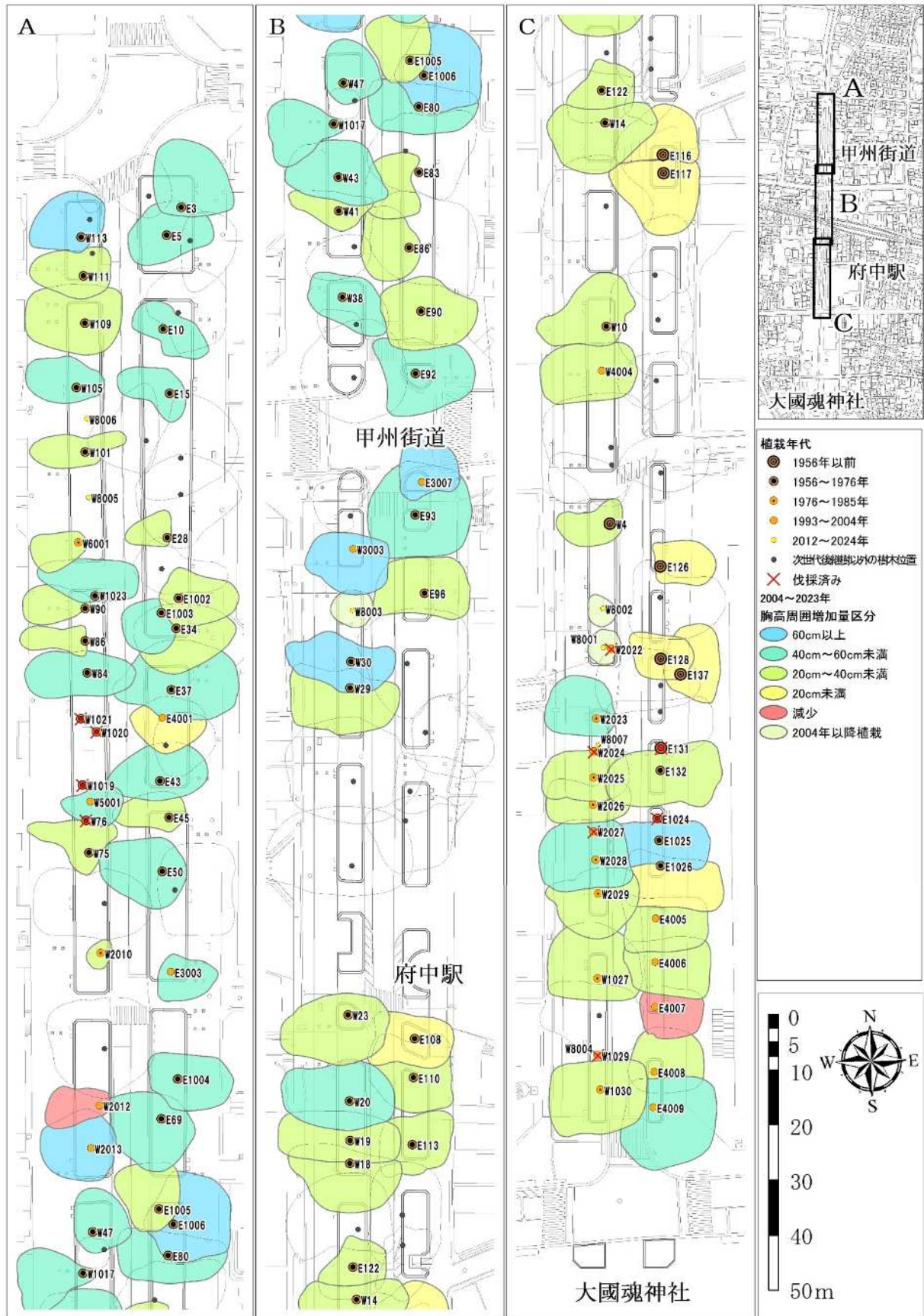


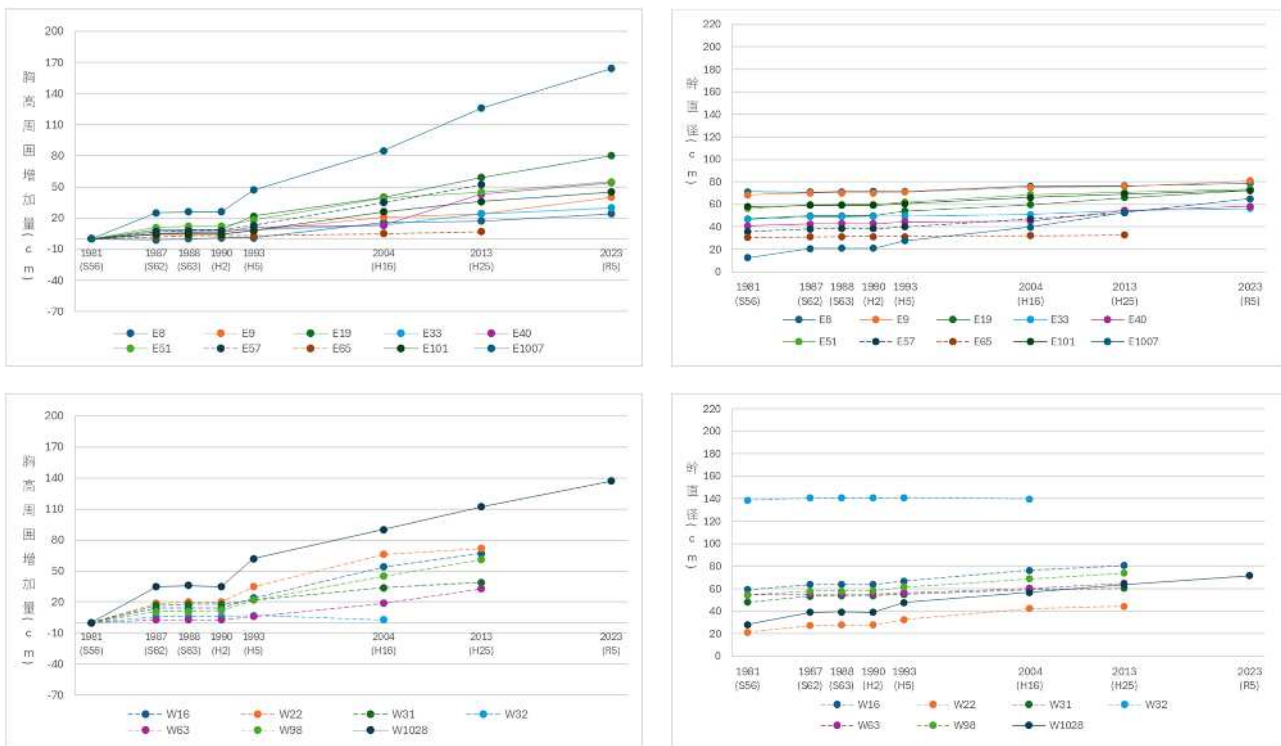
図3-8 次世代木の胸高周囲の増加量別の分布

(ウ) ケヤキ以外の保護木

旧計画でケヤキ以外の保護木に区分された17本のうち、現在9本が生育しています。

昭和56年(1981年)から令和5年(2023年)にかけての胸高周囲の増加量は、全体の平均が69.9センチメートルです。生育する区画別で見ると、東側は平均61.5センチメートル、西側は平均137.0センチメートル(1本のみ)でした。全ての保護木が生育していた平成16年(2004年)までの胸高周囲でも、西側の増加量が大きい傾向にありましたが、現在はW1028のエノキ以外は枯死やナラ枯れ、傾倒により伐採しています。幹直径の平均は、昭和56年(1981年)の51.3センチメートルから令和5年(2023年)の70.0センチメートルへと増加しており、順調に生育していることが分かります。

また、近年の増加量別の分布(図3-9)を見ると、60センチメートル以上の増加量が1個体、40~60センチメートルの増加量が3個体、20センチメートル未満の増加量が5個体です。このことから、成長に差はあるものの、ほとんどのケヤキ以外の保護木は近年も肥大成長していることが分かります。なお、生育位置による増加量の傾向は見られませんでした。増加量が20センチメートル未満は全て昭和31年(1956年)よりも前に植栽された個体であり、樹齢に伴い成長が緩やかになったものと考えられます。



点線は現在伐採済の樹木

図 3-9 ケヤキ以外の保護木の胸高周囲の増加量および幹直径の経年変化

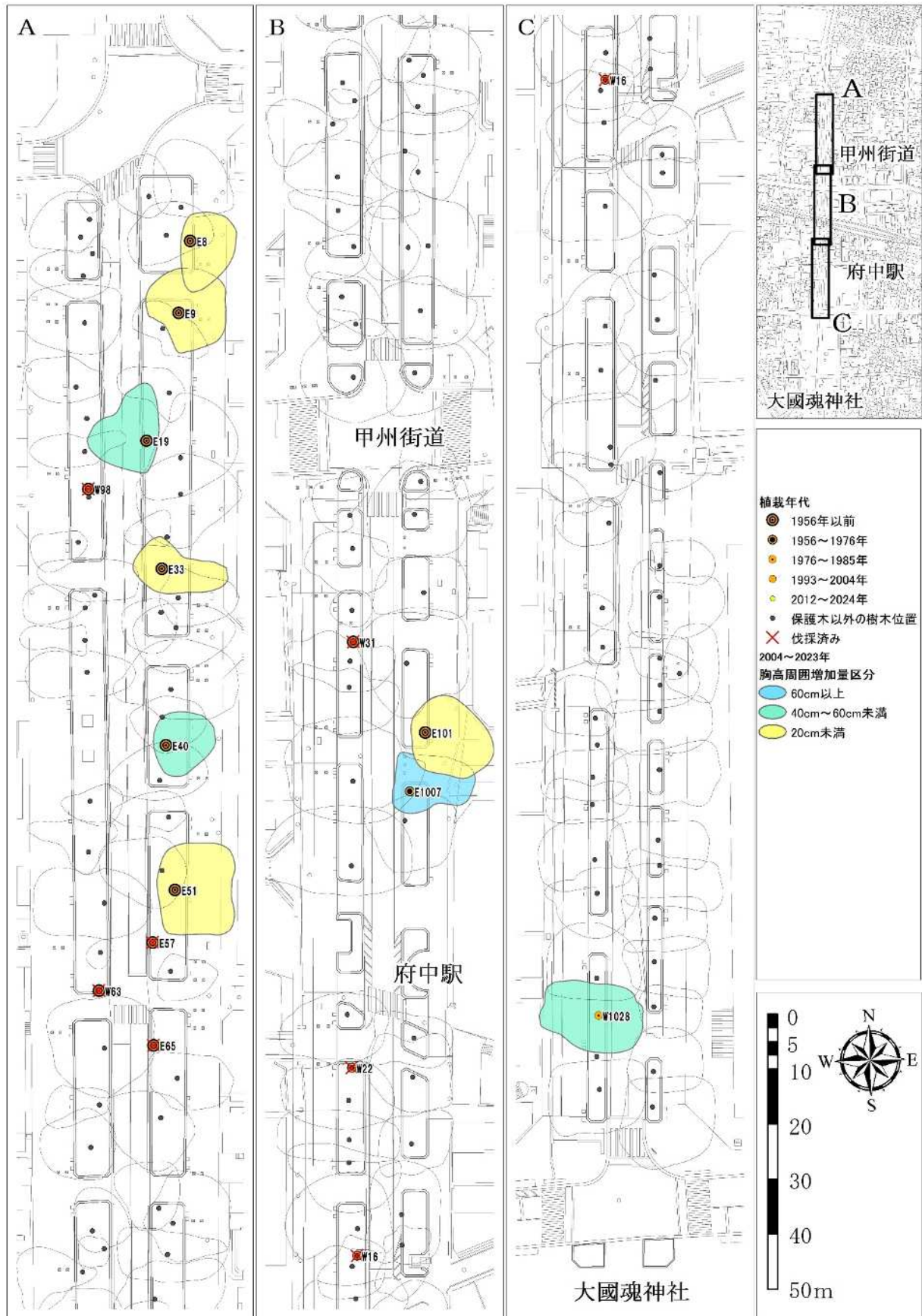


図3-10 ケヤキ以外の保護木の胸高周囲の増加量別の分布

イ 腐朽等の状況

(7) 腐朽の状況

樹木の腐朽等の箇所は、大枝及びその周辺、根元、幹に見られました(図3-11)。

a 大枝及びその周辺

樹木の巻き込みによる傷口の閉鎖が阻害され、樹皮の枯れ下がりや腐朽が進んでいます。

b 根元

損傷や根系の切断等による損傷部から、腐朽が進んでいます。コフキタケが発生していることから、幹内部の空洞化が進んでいることが考えられます。

c 幹

根系の衰退・欠如、またそれに伴う大枝の衰退が主な原因となり、樹皮が衰退し枯死している箇所が見られます。その結果、辺材部から腐朽が進んでいます。大規模な損傷を受けているケヤキでは、幹内部が大きく空洞化しているものと考えられます。

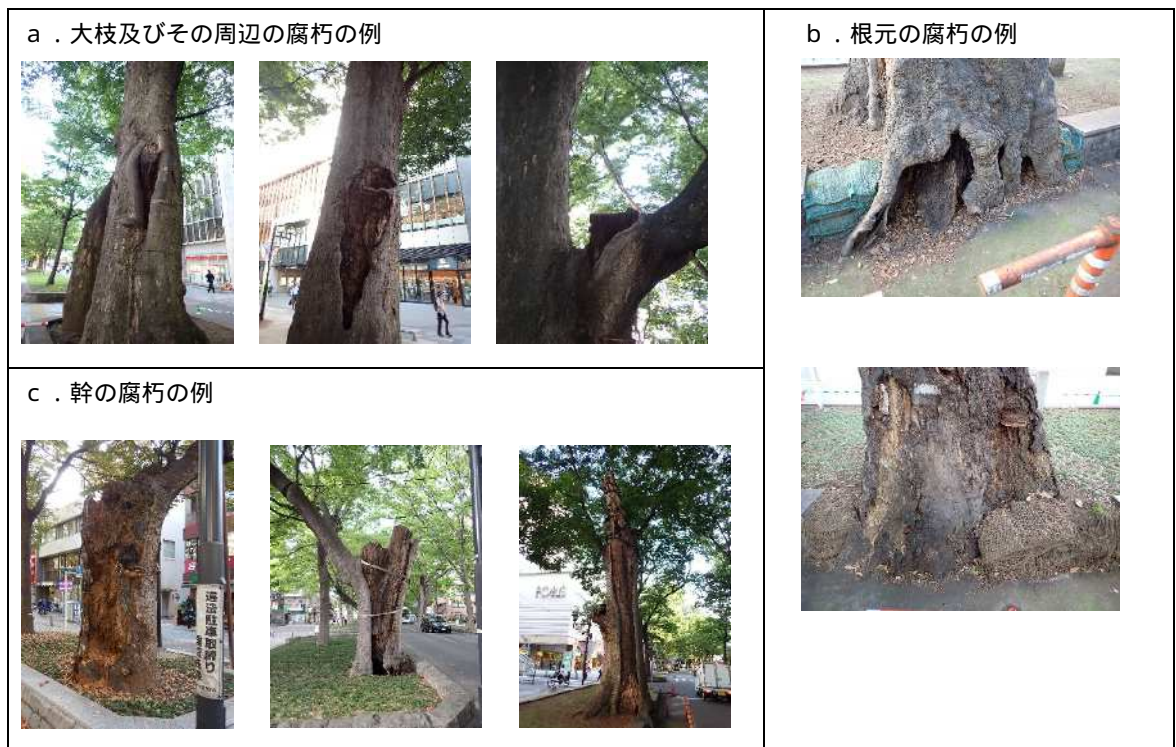


図3-11 腐朽等の状況



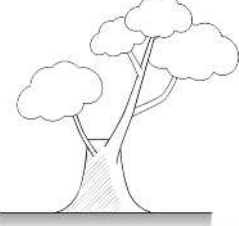
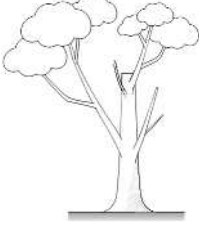
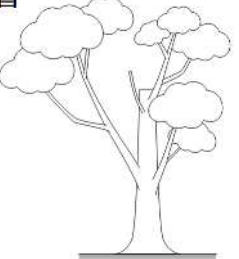
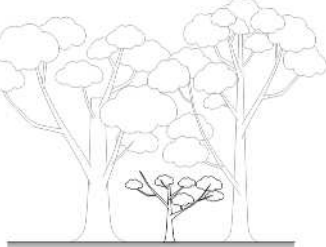
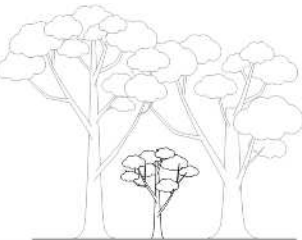
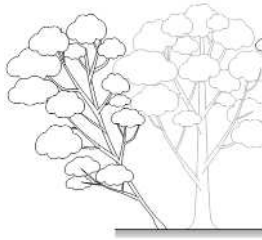
(i) 生育状況タイプの分類

(7)の腐朽等の状況に、幹や枝の切断、樹冠の位置、樹形、個体サイズを考慮し、10区分の「生育状況タイプ(図3-13)」を用い、各樹木を区分しました(表3-4)。

その結果、ケヤキ並木は、非常に良好な「a」や「b」が大部分を占めています。腐朽や幹・枝の切断など、非常に顕著からやや顕著にかけての個体「a」「b」「c」「」は、全体の17%程度となっています。また、旧計画策定時の平成19年度と比べると、密度調整の影響で、良好であるが個体サイズが小さい「b」「a」などが減少しています。さらに腐朽や幹・枝の切断など、顕著からやや顕著にかけての個体「b」「c」が微増しました。

表3-4 生育状況タイプの区分の視点

生育状況 タイプ	タイプ区分の視点					個体数		
	腐朽	幹・枝の切断	樹冠の 位置	樹形	個体 サイズ	令和6年度	平成19年度	
	枯死（根株）					2（1.7%）	4（2.6%）	
a	あり	非常に顕著	林冠	異常	切断	大	2（1.7%）	2（1.3%）
b		顕著					8（6.7%）	7（4.6%）
c		やや顕著					3（2.5%）	2（1.3%）
	なし	軽微	林冠下	やや異常	上方被圧	小	7（5.9%）	13（8.6%）
a				ほぼ正常	-		1（0.8%）	5（3.3%）
b				やや異常	側方被圧		5（4.2%）	14（9.2%）
			ほぼ正常	-	11（9.2%）	11（7.2%）		
a			ほぼ正常	-	53（44.5%）	92（60.5%）		
b			-	-	27（22.7%）	2（1.3%）		
	計					119（100%）	152（100%）	

<p>枯死（根株）</p> 	<p>a 腐朽・切断非常に顕著</p>  <p>腐朽が見られる。 幹や枝の切断が非常に顕著で、樹形が異常である。</p>
<p>b 腐朽・切断顕著</p> <p>腐朽が見られる。 幹や枝の切断が顕著で、樹形が異常である。</p> 	<p>c 腐朽・切断やや顕著</p> <p>腐朽が見られる。幹や枝の切断がやや顕著で、樹形がやや異常である。</p> 
<p>心材腐朽・切断やや顕著</p> <p>腐朽は見られないが、幹や枝の切断がやや顕著であるため、心材腐朽の進行が危惧される。樹形はやや異常である。</p> 	<p>a 上方被圧</p> <p>幹や枝の切断は少ないが、樹冠が林冠に達しておらず、隣接する個体から上方の被圧を受け、頭打ちや傾斜が見られるやや異常な樹形をもつ。</p> 
<p>b 林冠下</p> <p>幹や枝の切断が少なく、樹形はほぼ正常である。ただし、樹冠が林冠に達しておらず、隣接する個体から上方の被圧を受けている状況にある。</p> 	<p>側方被圧</p> <p>幹や枝の切断が軽く、樹冠は林冠層に達しているが、隣接する個体から側方の被圧を受け、傾斜したやや異常な樹形をもつ。</p> 

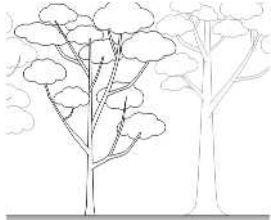
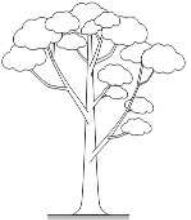
<p>a 非常に良好</p> <p>幹や枝の切断が軽く、樹形はほぼ正常である。個体サイズは小さいが、樹冠が林冠層に達しており、生育状況は非常に良い。</p> 	<p>b 非常に良好</p> <p>幹や枝の切断が軽く、樹形はほぼ正常である。個体サイズが大きく、生育状況は最も良いと思われる。</p> 
--	--

図3-12 生育状況タイプの模式

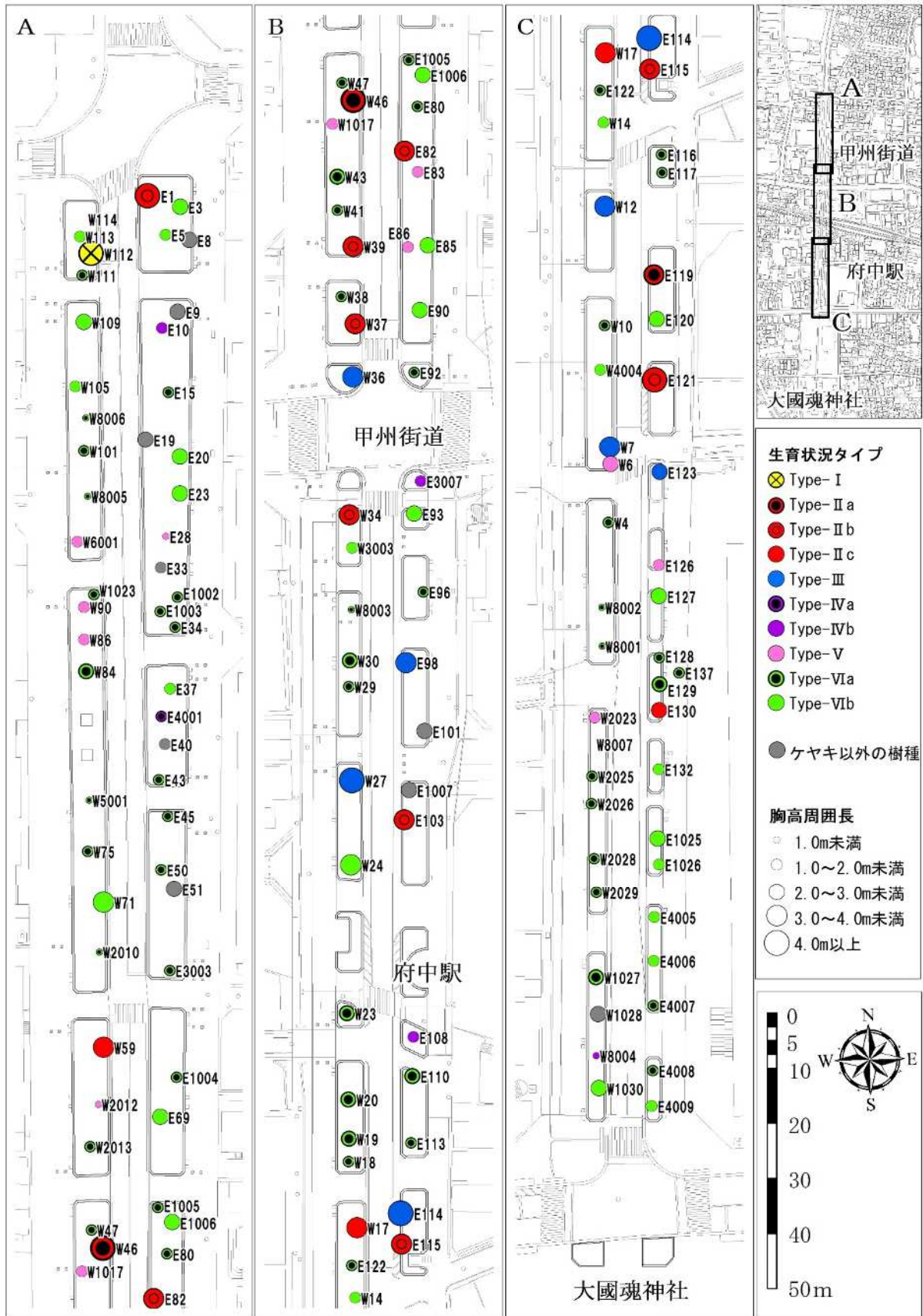


図 3-13 生育状況区分位置図

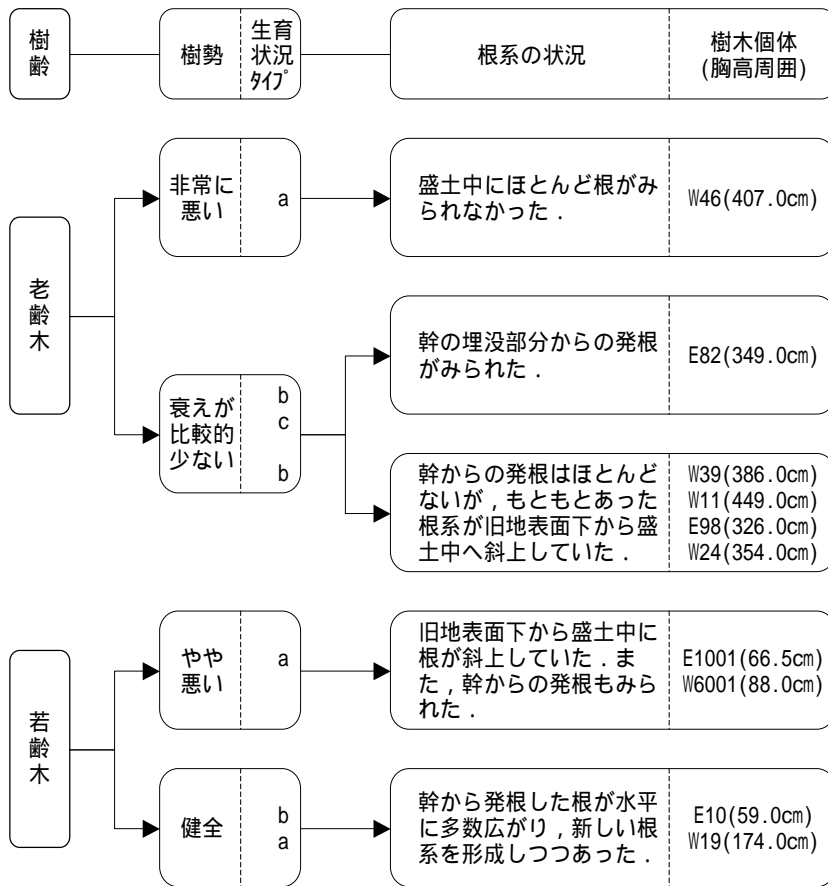
ウ 根系の状況

盛土中の根系の状況について、大きく5つのパターンに分類しました(図3-14)。

盛土中の根系は、樹木の個体サイズが胸高周囲200センチメートル未満の樹齢が若い個体ほど、発根・発達が旺盛です。一方、個体サイズが胸高周囲200センチメートル以上の老齢木は、盛土中での発根はあまり見られず、下からの根系が地上部(盛土部)に伸びてきている個体が多くありました。

また、幹の埋没部分からの発根がある個体も見られます。ケヤキは、盛土に対して幹からの発根、元の根系からの盛土部へ伸長という2段階の反応で対応し、若く健全な個体ほど幹から発根する傾向が見られました。

これらのことから、若齢木は盛土を生長のための基盤として活用していることが分かります。一方、老齢木は盛土を生長のための基盤としてあまり活用せず、元々の地表面より下の土壌で根系が生育しているものと考えられます。



W 3 9 (ほとんど発根がない)



E 8 2 (一部発根がある)



E 1 0 (旺盛な発根がみられる)

図3-14 樹齢、樹勢、根系の状況の関連

図3-15 根系の状況

エ ケヤキ並木における主な被害の発生状況

平成20年度以降に発生した大枝や幹の損壊、比較的大きな落枝等の被害発生状況を整理しました。近年は大雨や台風における被害が多く、ほぼ毎年被害が発生していることが分かります。特に、平成30年度と令和元年度の大型台風による被害は大きく、伐採した古木等もありました。

大枝や幹の損壊、落枝等の発生は、比較的古木に多く見られます。また、折損した枝や幹は、空洞化や腐朽したものが多くありました。

表3-5 平成20年度以降の比較的大きな被害の発生状況

樹木番号	樹種	区分	大枝や幹の損壊、比較的大きな落枝の発生状況																	備考
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
E3	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15)
E82	ケヤキ	古木																		R1: 落枝(8月) R1: 枝折損(台風15) R6: 大枝折損(6月) R7: 大枝折損(6月)
E98	ケヤキ	古木																		H30: 落枝(台風21)
E101	イヌシデ	主要木																		R1: 枝折損(台風15)
E1007	ムクノキ	主要木																		H30: 折損(台風24)
E103	ケヤキ	古木																		H30: 大枝折損(台風21) H30: 大枝折損(台風24) R7: 腐朽部崩落(9月)
E110	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15)
E113	ケヤキ	次世代後継樹																		R7: 大枝折損(8月)
E116	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15)
E117	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15)
E119	ケヤキ	古木																		H30: 大枝折損(台風24)
E120	ケヤキ	古木																		H30: 落枝(4月)
E123	ケヤキ	古木																		H30: 枝折損(台風24) R1: 枝折損(台風15)
E125	ケヤキ	古木																		H30: 樹体傾倒(台風24) R1: 枝折損(台風15) R5: 伐採
E126	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15) R6: 大枝折損(5月)
E127	ケヤキ	古木																		H30: 大枝折損(台風24)
E129	ケヤキ	古木																		H25: 落枝(8月)
E130	ケヤキ	古木																		H30: 枝折損(台風15)
E131	ケヤキ	次世代後継樹																		H27: 落枝(7月)(伐採)
E4005	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15)
E4008	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 落枝(8月)
E4009	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 落枝(8月)
W3	ケヤキ	古木																		H30: 主幹裂け(台風21)(伐採)
W6	ケヤキ	古木																		H30: 枝折損(台風24)
W4004	ケヤキ	次世代後継樹																		H30: 落枝(台風24の後)
W11	ケヤキ	古木																		H30: 主幹裂け・大枝折損(台風24)(伐採)
W17	ケヤキ	古木																		R1: 枝折損(台風15)
W19	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 大枝折損(台風15) R4: 大枝折損(7月)
W24	ケヤキ	古木																		H27: 落枝(10月)
W26	ケヤキ	除去(密度管理)																		H23: 大枝折損(台風15)(伐際)
W27	ケヤキ	古木																		R1: 枝折損(台風15)
W34	ケヤキ	古木																		H26: 主幹崩落(5月)
W37	ケヤキ	古木																		H23: 腐朽部落下(台風15) R7: 腐朽部崩落(4月)
W39	ケヤキ	古木																		H30: 大枝折損(台風24)
W43	ケヤキ	次世代後継樹																		R1: 枝折損(台風15)
W71	ケヤキ	古木																		R1: 枝折損(台風15)
W76	ケヤキ	次世代後継樹																		H27: 枝・幹折損(伐採)
W1019	ケヤキ	次世代後継樹																		H30: 倒伏・根返(台風24)(伐採)
W98	コナラ	主要木																		H30: 大枝折損(台風24) R3: 伐採
W112	ケヤキ	古木																		H29: 根株保存 R3: 幹崩落(7月)
計			0	0	0	2	0	1	1	3	0	0	15	18	0	1	1	0	2	4

凡例 台風による大枝や幹の損壊 腐朽部崩落 強風等による大枝折損 消失



E129 落枝 (H25)



W34 主幹崩落 (H26)



W24 落枝 (H27)



E119 台風による被害 (H30)

図3-16 大枝や幹の損壊、比較的大きな落枝の状況

(3) 市民等との協働

ケヤキ並木では、近隣住民や事業所、地元の学校と協働して保存と育成を進めています。

平成29年度(2017年度)、東京都立農業高等学校の協力の下、ケヤキ並木の古木の種子から苗木を育てる取組を開始しました。その後、令和4年度(2022年度)に、東京都立農業高等学校と市は、国天然記念物馬場大門ケヤキ並木保護更新プロジェクトに関する連携協定を締結し、ケヤキの苗木の育成や補植などを連携しながら取り組んでいくこととしました。

令和4年(2022年)3月には、さらに府中第一小学校、府中第一中学校の児童・生徒が加わり、小・中・高が連携してケヤキの種子の採取と播種^{はしり}を継続して実施しています。

また、令和6年の国天然記念物指定100周年記念事業では、府中第一小学校、府中第一中学校、東京都立農業高等学校によるこれまでの保護更新プロジェクトの紹介や、キャッチコピーとシンボルマークを市内在住・在学の小・中学生から募集するなどの取組を行いました。

表3-6 都立農業高校等とのケヤキ並木保護更新プロジェクトの取組

実施年	内容
平成29年(2017)	ケヤキ並木保護更新プロジェクト始動、種子の発芽試験
平成30年(2018) 令和元年(2019)	育苗試験を実施
令和2年(2020)	ケヤキの古木の接ぎ木試験
令和3年(2021)	府中市と東京都立農業高等学校が「国天然記念物馬場大門ケヤキ並木保護更新プロジェクトに関する連携協定」を締結。記念植樹を実施
令和4年(2022)	小・中学校がケヤキ並木で種子の直まきを実施
令和5年(2023)	ケヤキ並木で2本の植樹を実施
令和6年(2024)	ケヤキ並木の種子拾い、播種、国天然記念物指定100周年記念事業を実施
令和7年(2025)	勉強会、ケヤキ並木の種子拾い、播種 等



写真3-1 都立農業高校による種子の採取



写真3-2 連携協定の締結



写真3-3 2022年播種実施の様子



写真3-4 2023年植樹実施の様子

2 評価と課題

旧計画のこれまでの取組の評価を行うとともに、今後の課題について整理します。

(1) 評価

ア 旧計画の取組内容

旧計画では、ケヤキ並木の保護管理は、「古木の保護」、「次世代木の育成」、「適切な日常の維持管理」、「生育環境の保全」の4項目に分けて実施するものとしています。

また、これらの保護管理については、優先順位の高いものから順に「すぐ」、「短期」、「中期」、「長期」に分け段階的に行うものとしています。

表3-7 ケヤキ並木の保護対策とスケジュール（既存計画 P.3 4 抜粋）

対策項目	時期			
	3年(2010年) すぐ	9年(2016年) 短期	18年(2025年) 中期	100年 長期
古木の保護	<ul style="list-style-type: none"> 枯死木への対応 伐採または保存 緊急樹木保護対策 腐朽対策実施 枝折れ防止措置 被圧木の剪定・除去 	-	-	-
		<ul style="list-style-type: none"> 枯死木への対応 伐採または保存 樹木保護対策 定期的な腐朽対策実施 被圧木の剪定 		
次世代後継樹の育成	<ul style="list-style-type: none"> 被圧木対策 被圧木の剪定・除去 密度管理 景観的に不調和な種の伐採 生育不良木の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> 密度管理 イヌシデ等の一部伐採 生育不良木の伐採 次世代後継樹育成 新たなケヤキの植栽・移植 	<ul style="list-style-type: none"> 密度管理 全体の密度や(改訂)保護管理計画の内容を踏まえて対策を再検討 	次々世代後継木選定
		<ul style="list-style-type: none"> 被圧木対策 被圧木の剪定・除去 		
日常的な維持管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> 危険木対策 対応の検討 処置の実施 	-	-	-
		<ul style="list-style-type: none"> 危険木対策 対応の検討 処置の実施 日常管理 剪定等の実施 樹木保護対策の実施 		
生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地際対策 ヘデラ類の試験的な除去 植生復元試験 	<ul style="list-style-type: none"> 地際対策 ヘデラ類の全面的な除去 植生復元事業実施 植栽枘対応 一部で試験的な取り壊し 土壌改良試験 周辺環境対策 浸透枘の設置 歩道・車道の透水性舗装化 甲州街道より南側の歩行者専用道路化 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽枘対応 土壌改良実施 周辺環境対策 全面的歩行者専用道路化 	<ul style="list-style-type: none"> 植栽枘対応 全域での取り壊し 周辺環境対策 歩行者専用道路としての並木の保全
		<ul style="list-style-type: none"> 地際対策 植生管理実施 		

旧計画では、「次世代木」を「次世代後継樹」としています。

イ 旧計画の評価

平成20年度(2008年度)から旧計画に基づく保護管理を開始し、主に年2回の巡回監視、確認された問題状況への対策(多くは枯損枝除去)旧計画における古木の緊急対策、除去対象木の伐採などを継続して実施しました。

この結果、旧計画に定める中期までの18年間の保護管理について、おおむね達成することができました。一方、保護管理を進める上で、新たな課題も生じています。そのため、課題における対策を検討し、計画的かつ円滑な体制を構築する必要があります。

表3-8 ケヤキ並木におけるこれまでの取組の評価

項目	目的	これまでの取組内容	評価
古木の保護	国指定天然記念物としての本質的な価値である「ケヤキの古木が並木を形成している」を保護し、未来へ生かしていくことを目的とする。	古木の保護 ・樹木医等の専門家による定期点検や、必要に応じた診断と保護対策(外科手術、ケーブリング)を実施した。 古木の伐採および切除 ・暴風被害や衰退進行などを原因とし、将来性が見込めず倒木の危険性が増した古木の伐採または部分切除を実施した。	既存計画に基づく適切な対策を行うことができた。 一方、倒木の危険性が高まり、かつ将来性が低下した古木が見られたため、伐採及び部分切除により古木が減少した(平成19年度:35本 令和6年度:29本)。
次世代木の育成	並木の価値を永続的に維持するため、次世代・次々世代に古木となる個体を育成することを目的とする。	次世代木の保護・育成 ・古木とともに樹木医等の診断を実施し、必要な保護対策を実施。一部、生育が悪化し、倒木の危険性が高まった次世代木を伐採した。 ・古木や次世代木等が伐採され、後継樹のない場所に補植を実施。当初は栽培品種を用いていたが、ケヤキ並木のケヤキから実生苗づくり(ケヤキ並木保護更新プロジェクト)を協働で行い、一部に用いた。 密度管理 ・個体間被圧や生育阻害を回避するため、樹木間伐をおおむね計画通りに実施した。	診断による各個体の状況を踏まえた保護・育成を行うとともに、近隣の小中高校と協働で行うケヤキ並木保護更新プロジェクトにより、実生苗の育成や補植を行うことができた。 また、樹木の密度管理(除去・伐採対象木の伐採)もおおむね完了し、樹木個体間の被圧や競合関係が改善した。 一方、生育状況や隣接樹木との位置関係(石積に近い、甲州街道直近等)から、見直しが必要な次世代木がある。また、一部の古木や次世代木等が伐採され、後継樹が存在しない場所が見られる。
日常的な維持管理の実施	市民が安心して集い憩うことができるように、安全性の確保と天然記念物としての樹木の保護を両立していくことを目的とする。	日常の維持管理 ・毎年、春と秋の巡回監視(点検)を実施し、問題状況などを把握の上で必要な対応(枯損枝切除、支障枝剪定等)を実施した。 ・高所の枝の落枝が発生したため、高所診断を実施した。 危険木対策 ・定期点検や必要に応じた診断により危険性が高い個体や部位を特定し、腐朽部位等の切除や倒木・落枝対策としてケーブリングや支柱を実施した。	定期的な春と秋の巡回監視により、適宜必要となる対応を継続して実施することができた。 一方、それでも太い枝の落枝が発生したため、緊急的に高所診断を実施の上で対策を行った。今後の保護管理においては、通行者の安全性の観点も踏まえた保護管理を行う必要がある。
生育環境の保全	ケヤキ並木を保護していく上で重要である樹木の生育基盤について、健全に保つことを目的とする。	土壌・根系の機能回復 ・植栽柵の改修、周辺地の建設工事などで根系へ影響が見られたため、水圧穿孔による土壌改良を実施した。 植栽柵内の地表部の植生回復 ・雨水浸透を阻害するヘデラを段階的に撤去し、タマリユウの植栽を実施した。	ヘデラの撤去による雨水浸透の改善、植栽柵の石積を一段切下げたことにより利用性が向上した。また、これらの施工や周辺地の建設工事などにより根系へ影響が見られたため、水圧穿孔による土壌改良を行うことにより、生育環境の改善を行うことができた。 一方、石積が下がったことで柵内への立入りや機器等の設置が増加しているため、石積内に立ち入らないような対策を改めて整理する必要がある。また、周辺環境対策として、歩行者専用道路化、舗装等の改良、周辺建築物の壁面後退(セットバック)について、継続して取り組んでいく必要がある。

(2) 課題

旧計画の評価を踏まえ、次のとおり計画の見直しに係る課題を整理します。

ア 旧計画における保護管理の継続的な実施

樹木を含む保護管理については、長期にわたり継続していくことが必要です。一方、気候変動に伴う暴風雨等によりケヤキ並木を取り巻く環境が厳しくなる中、落枝や倒木、隣接地への影響、後継樹の育成などの課題は、改めて有効な手法を検討する必要があります。

イ 道路利用者への安全面の確保

これまで市では、樹木の保護と安全性を両立し、樹木診断等の調査結果に基づく日常管理に取り組んできました。一方、近年の集中豪雨や大型化する台風の影響等により、全国で樹木による事故が生じています。市も例外でなく、特にケヤキ並木は市の道路区域であることから、落枝や倒木による通行者への被害を未然に防止しなくてはなりません。

そのため、文化財の保護の視点を踏まえつつ、安全性確保の視点から予防保全型の管理を行っていく必要があります。

ウ 次世代木の育成

樹木には寿命があり、適切に保護管理を行ったとしても、並木を維持していくためには世代交代が必要となります。一方、新たな樹木の生育には長期の時間を要するため、既存樹木の保護と合わせ、次世代を担う新たな樹木への入れ替えを計画的に進める必要があります。また、現在、東京都立農業高等学校との協定に基づき、府中第一小学校、府中第一中学校による国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクトに取り組んでおり、合わせて協働による取組を推進する必要があります。

エ 文化財を活用したまちづくりの推進

文化財を将来に引き継いでいくためには、保護管理だけでなく活用を図っていくことで、多くの市民に文化財に親しんでもらうことが重要です。ケヤキ並木は市の中心市街地に所在し、イベント等による積極的な活用を進めているところです。また、けやき並木通りは、将来的な歩行者専用道路化に向けた取組が進められています。

これらの活用は近年多様化しており、保存及び活用を適切に行っていくに当たり、文化財保護法に係る現状変更の方針を改めて整理する必要があります。

オ 条例施行に伴う目標と方向性の明確化

府中市けやき並木を守り育てる条例を令和6年12月9日に施行し、市と市民等が協働で次世代にケヤキ並木を引き継いでいくことを明確に示しました。計画の見直しにおいては、このことを踏まえて新たな将来像や方針を見据えていく必要があります。

第4章 基本方針

1 将来像

ケヤキ並木は、両側に馬場を伴う六所宮（大國魂神社）の参道でした。その起源は、平安時代後期の源頼義・義家父子の植樹伝承を始め、江戸時代初期に徳川家康が馬場を寄附し、ケヤキを植えたとされるように、長い歴史があります。このケヤキ並木は、市の中心部に所在し、訪れる人々を迎える市の表玄関にふさわしいシンボルとして、長い間大切に受け継がれてきました。

令和6年12月9日、ケヤキ並木は大正13年に国の天然記念物に指定されてから100周年を迎えました。この間、ケヤキ並木周辺は多くの人々が行き交うとともに、集い、憩うことができる貴重な財産として、まちの発展に大きく寄与してきました。

このかけがえのない財産であるケヤキ並木を、市、市民、事業者等の様々な人々相互の理解と連携の下、守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、目指すべき「ケヤキ並木の将来像」について、次のとおり示します。

- (1) ケヤキ並木が文化財として適切に管理・継承されることで、訪れる方が集い、憩うことができる安全な空間が確保されている
- (2) ケヤキ並木が文化財として活用されることで、まちの発展に寄与する新たな魅力や価値が創出されている

2 基本方針

将来像に示す姿を目指し、既存計画の評価と課題を踏まえ、次のとおり保護管理に係る基本方針を示します。なお、後に検討する各取組は、この基本方針に基づき行うものとしします。

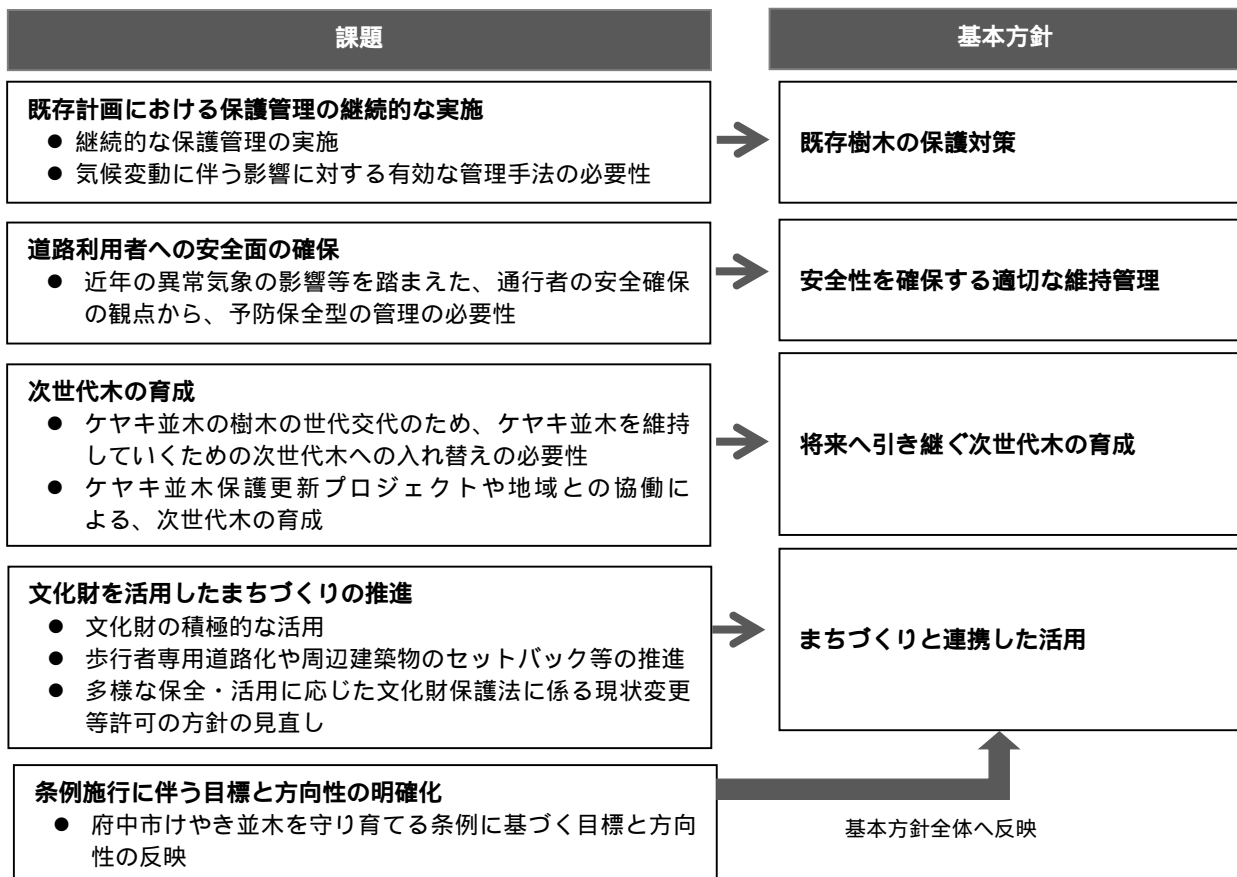


図 4 - 1 保護管理に係る基本方針

(1) 既存樹木の保護対策

国指定天然記念物であるケヤキ並木の姿を次世代に引き継いでいくためには、安全に配慮しながら、現存するケヤキを適切に保護していくことが必要です。そのため、現在生育しているケヤキの既存樹木（古木及び次世代木）について、継続して保護対策を実施します。それ以外の樹木（エノキ、ムクノキ、イヌシデ等）については、ケヤキの既存樹木の保護を優先し、保護対象であるかを判断の上で保護または除去等の対応を行います。

保護対策は、既存の対策を行うとともに、道路利用者の安全面が確保されていることを実施の前提条件とし、近年の大型台風や集中豪雨、突風等による倒木や落枝の影響も含めて検討していきます。

(2) 安全性を確保する適切な維持管理

近年樹木の落枝や倒木を原因とする事故が、全国各地で発生しています。ケヤキ並木を保護していくに当たっては、訪れる方が安全に利用できる環境が保たれなくてはなりません。そのため、街路樹の機能を兼ねるケヤキ並木の保護管理においては、道路利用者の安全性確保を最優先事項と位置付けた上で、文化財として適切な維持管理を行います。

維持管理は、点検及び診断等により現状を把握し、危険が生じる前に計画的に対応を行う予防保全型の管理を基本とします。また、災害やその他の外的要因により落枝や倒木等が発生した際には、迅速に安全確保を行います。

(3) 将来へ引き継ぐ次世代木の育成

ケヤキ並木の姿を将来へ引き継いでいくためには、樹木の世代交代が必要です。その役割を担う後継樹について、適正な間隔や配置、樹種構成等を考慮し、計画的に育てた新たな苗木の補植や植え替え等を行います。

なお、補植する苗木については、ケヤキ並木のケヤキの遺伝子を引き継ぐため、ケヤキ並木の古木の種子から育てたものとします。

(4) まちづくりと連携した活用

市の中心市街地に位置するケヤキ並木は、文化財の価値を将来へ引き継いでいくための保存と合わせ、まちの発展へつながる新たな価値や魅力を創出するための活用に取り組むことが重要です。ケヤキ並木の保護管理においては、まちづくりと連携して文化財の活用をより一層推進していけるよう、保存と活用の双方の視点を踏まえた保護管理を行います。

ケヤキ並木の活用は、にぎわい創出を目的として開催される様々なイベントや、将来的なモール化や周辺建築物の壁面後退などの取組を想定します。

3 現状変更等許可の方針

(1) 法令上の位置付け

ア 文化庁長官の許可等

史跡名勝天然記念物に関して、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」といいます。）を行おうとする場合、文化庁長官の許可を受けなければなりません（文化財保護法第125条第1項）。ただし、現状変更等について「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」、保存に影響を及ぼす行為について「影響の軽微である場合」には、当該許可及び同意は不要です。

また、現状変更等の行為を行おうとする場合は、関係各省各庁の長があらかじめ文部科学大臣を通じ、文化庁長官の同意を求めなければなりません（同法第168条第1項）。

イ 市の許可事務

文化庁長官の権限に属する事務のうち、政令に定める事務については、市が行うこととされています（文化財保護法施行令第5条第4項）。その処理基準は、同法施行令（文化財保護法施行令第5条第四項第一号イからルまで）に規定される「史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」に規定のとおりです。

なお、当該事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する「第1号法定受託事務」に該当します（同法施行令第8条）。

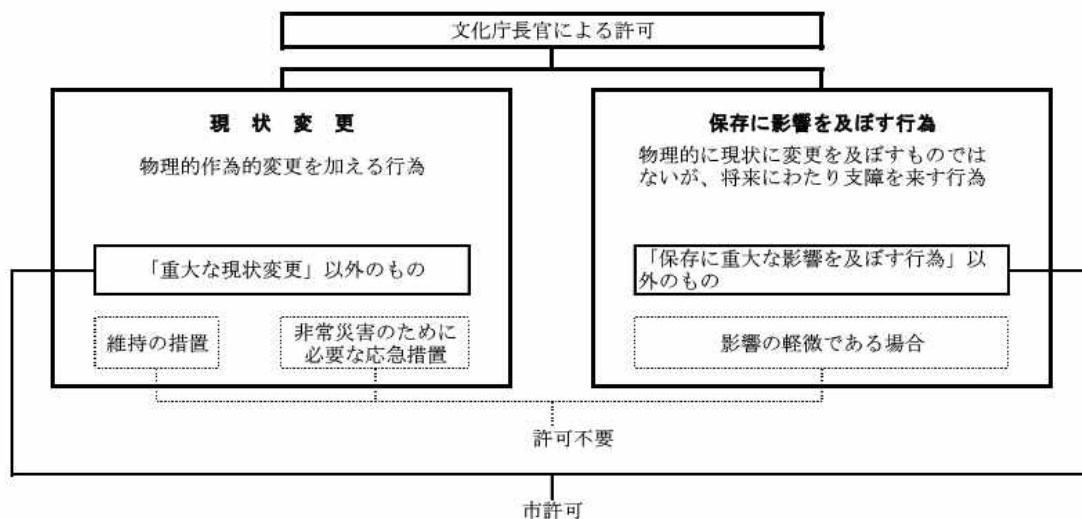


図4-2 現状変更等にかかわる許可の体系

(2) 保護のための基本的な考え方

現状変更等の許可は、ケヤキ並木の指定地の内外にかかわらず、ケヤキ並木に影響を与える行為を行う場合に必要です。そのため、ケヤキ並木を区域（指定地内）と区域（指定地外）の2つに区分し、現状変更等の許可に係る基本的な考え方を、次のとおりとします。

ア 区域（指定地内）で行う現状変更等の行為は、当然に天然記念物の保護に配慮し、影響が軽微となるよう、必要最小限度の内容でなければならない。

イ 区域（指定地外）で行う現状変更等の行為は、天然記念物の保護に配慮し、影響が軽微となるよう、最大限配慮しなければならない。

ウ 現状変更等の行為の際、その計画段階において、事前に府中市文化財保護部局と協議しなければならない。

(3) 許可の方針等

現状変更等の許可は、次の方針及び基準に基づき行うものとします。

ア 現状変更の許可方針

(ア) 区域（指定地内）の行為に対する許可方針

原則、現状変更等の行為はできません。ただし、ケヤキ並木の生育に影響を及ぼさない行為や生育環境向上に向けた行為等の行為のうち、公益上必要と認める行為に限り許可することとします。

なお、これまで実施してきた事業のうち、同内容・同規模のものについては、原則許可することとします。一方、新規事業及び内容・規模等を変えて実施する事業については、協議の上で判断するものとします。

(イ) 区域（指定地外）の行為に対する許可方針

指定地外における現状変更等の行為は、保護樹木に物理的に変更を及ぼす行為を行う場合については、現状変更等の許可が必要となります。

イ 取扱基準

現状変更等における許可の要否等について、次のとおり取扱基準を示します。

(ア) 許可申請を要しない行為

次の行為は、法令で許可を要しないとされる行為です。ただし、行為を行う場合は、管理者である市教育委員会へ事前連絡を行い、了承を得る必要があります。

表 4-1 許可申請を要しない行為

区分	内容	具体的内容の例
日常の維持管理	除草・下草刈	石積内の下草払い、雑草の草刈り
	せんてい 剪定・刈込	隣接建物への日照障害や家屋損傷及び今後予想される高中低木の障害枝の除去・剪定・刈り込み
		隣接建物への日照傷害や家屋損傷、京王線高架にかかる枝、または予想される高中低木の障害枝除去、せんてい、刈込み
		保存対象樹木の生育環境確保のため、樹木の自然樹形や特性を考慮した枝抜き
	管理	地被植栽の補植
		石積の修繕で地中に及ばないもの
		支柱の設置
		指定地内にある柵などを含む工作物で、掘削を伴わない修繕
		看板の板面の取替
	枯枝処理	安全管理上必要な枯枝の処理
		樹木の病気伝染防除のための枯枝の除去
		景観に悪影響を及ぼす枯枝の除去
	清掃	石垣内への立入りを伴う清掃、ゴミの除去等の管理
保護対策の措置	倒木等危険樹木の 応急措置	歩行者・車両・隣接建物等に樹木が倒れこむことが予想される危険木の応急措置として行うケーブリング等の措置
		倒伏を防ぐために樹木の負荷を軽減する目的で行う幹、枝葉の部分的な除去
	病虫害及び鳥獣害 除去	病虫害対策として行う樹木治療、及び伐採・除去・消毒作業
		腐朽菌等に侵された樹木の治療、消毒等
		ハチ及びハチの巣駆除及びそれに伴う薬剤散布等
カラス等鳥類対策		
非常災害のために必要な 応急措置	倒木等危険樹木の 応急措置	歩行者・車両・隣接建物等に樹木が倒れこむことが予想される危険木で、ケーブリング等の措置では倒木を防ぐことが出来ない樹木の除去

(1) 許可申請を要する行為等

法令において許可を必要とする行為等について、次のとおり示します。

表 4 - 2 許可申請を要する行為等

区分	内容	具体的内容の例	許可申請先ほか	
			文化庁	市教育委員会
工作物の設置・改修	看板の設置・撤去	ケヤキ並木保護を啓発する看板の設置・改修・撤去等		
		既存の看板等工作物の撤去		
	道路の修繕	道路の舗装及び修繕で碎石より下の掘削を伴わないもの		○
		道路の舗装及び修繕で、碎石より下の掘削を伴うもの		
	道路標識	標識板類の柱の修理又は取替で掘削を伴うもの		
	その他の仮設工作物の設置	イベント時等混雑が見込まれるとき、石積内に立入らせないために設置する仮囲いで、石積内側に沿わせるピンポール等		
		安全管理上やむを得ず設置せざるを得ないと判断されるケヤキ並木保護を目的としない工作物で、保存樹木に物理的な影響を及ぼす工作物の設置		
	イベント等に伴う工作物の設置等	定例行事として複数回行われた実績のあるケヤキ並木保護を目的としないイベントで、仮設物の設置及び撤去等の際に、石積内の土地に掘削・打込み等を伴うが、位置・規模・数量等に変更が無い行為		
		定例行事として複数回行われた実績のあるケヤキ並木保護を目的としないイベントで、実施内容は従前のおりであるが、石積の土地の掘削範囲・打込数量等に変更がある行為		
		安全なイベント実施のため、代替措置が他になく、やむを得ないと判断した行為		
電柱・ガス管・上下水道管等、工作物の設置・改修	既設管の改修・撤去			
	人孔内の補修			
	管の新規設置			
	消火栓及び制水弁の補修で掘削を伴うもの			
木竹の伐採	指定に係る樹木で危険防止のため行う伐採			
	指定に係る樹木で、6か月以内を用途に車道・歩道・隣接建物・鉄道等へ悪影響を及ぼすと樹木医等から指摘を受けた樹木の伐採			

第5章 取組方針

1 【取組方針】保護対策の方針

(1) 既存樹木の種類

将来像に示す姿を実現するに当たり、ケヤキ並木の保護管理は、樹木の樹種や状態等を踏まえて行う必要があります。そのため、ケヤキ並木の樹木を次の3つに分類し、各々の分類に応じた適切な保護対策を行います。

ア 古木

胸高周囲200センチメートルを超えるケヤキを「古木」とします。なお、過去に伐採した古木のうち、古木の存在をモニュメントとして残す趣旨で保存した株を「根株」とします。

イ 次世代木

古木以外のケヤキのうち、次世代の古木とするケヤキとして、次の基準に該当する樹木を「次世代木」とします。

- a 古木の生育に影響を与えない場所に生育していること。
- b 古木と合わせて並木の景観を形成できるよう、全体にわたり分布していること。
- c 従来のケヤキ並木にない、ムサシノ1号^{注5}やムサシノ2号^{注6}などの特殊な樹形となる品種でないこと。
- d 次世代木として新たに補植する苗木は、ケヤキ並木内のケヤキの種子から育てたものであること。

【注5】枝が横に広がらず、細長い樹形となる品種

【注6】幹の低い位置から多くの枝が生え、扇柄の樹形となる品種

ウ ケヤキ以外の保護木

ケヤキ以外の樹種（エノキ、ムクノキ、コナラ、イヌシデ）のうち、古木の生育に影響を与えない場所に生育し、胸高周囲が200センチメートル程度 of 古木に匹敵する樹木とします。

(2) 定期的な点検・診断と適切な処置

適切な樹木の保護と利用者の安全性を確保するため、定期的な点検・診断により現状を適切に把握します。また、点検・診断により確認された被害や問題は、専門家の指導の下、科学的な裏付けと知見に基づき、適切な処置を実施していきます。具体的な処置としては、枯損枝や支障枝の切除、越境する枝葉等の剪定、落枝や倒木対策としての支保（ケープリング等）や剪定、伐採等、植栽基盤の保護や改良などがあげられます。

なお、定期的な点検・診断については、次の手法を想定して行うこととします。

ア 日常点検（パトロール）

日常の状態を確認することを目的として行います。

イ 巡回監視

日常点検している樹木に対し、樹木医等による専門的な視点で目視点検することにより、樹木の状態を把握することを目的として行います（年2回程度に実施）。

ウ 外観診断

点検や巡回監視で確認された樹木で生じている問題や生育状況に応じて実施し、樹木の健康状態を専門的に診断することを目的として行います(2年~3年に1回を目途)。

エ 高所診断

地上からでは確認できない樹上の問題状況を確認することを目的として行います(3年~5年に1回を目途)。

(3) 樹木の保護

ア 古木(ケヤキ)

(ア) 保護の考え

将来像に示すケヤキ並木の姿を実現するため、将来に向け古木を保護していくことを基本とします。

(イ) 手法

保護は、定期的な点検・診断と適切な処置により行うものとします。具体的には、倒壊や倒木、大きな幹や枝が落下するおそれが高まった古木は、ケーブリング支保等による倒木防止措置を実施することとします。また、倒木防止措置が施せない場合や効果が低い場合には、倒壊のおそれのある部位の切除や枝葉のある根株を残した切り詰めなど、古木が存続できる手法により保護を行います。

一方、生育の見込みがなくなった枯死木や台風等で幹に亀裂が入るなどで倒壊・倒木の危険が生じた樹木は、倒壊等の危険を回避するため伐採します。伐採した古木の周辺においてケヤキ並木の維持に必要な場合は、位置を考慮し次世代木の苗木を補植します。補植が必要な場合には、周辺の樹木の根系に影響がない範囲で抜根等を行います。なお、過去にモニュメントとして残した根株については、次世代の古木として並木を支える次世代木を補植する空間を確保するため、必要に応じ伐採や抜根等を行うものとします。

イ 次世代木

(ア) 保護の考え

ケヤキ並木の姿を将来へ引き継いでいくためには、樹木の世代交代を見据え、次世代の古木となる次世代木が必要です。そのため、次世代木の保護と育成を進めていきます。

(イ) 手法

保護及び育成は、古木と同様、定期的な点検・診断と適切な処置により行うものとします。一方、次世代木の分類要件を満たさなくなった樹木は見直しを行い、必要に応じ撤去や新たなケヤキの次世代木への植え替えを行っていきます。

ウ ケヤキ以外の保護木

(ア) 保護の考え

ケヤキ以外の保護木は、古木や次世代木とともに並木の景観を形成する要素の一つです。そのため、ケヤキ並木を構成する樹木として、ケヤキとともに将来に向けて保護していくことを基本

とします。

(1) 手法

保護は、古木と同様、定期的な点検・診断と適切な処置により行うものとします。一方、生育位置・樹勢・樹形が悪い個体については、状況に応じて伐採や抜根等を行い、ケヤキの次世代木への植え替えを行っていきます。

(4) 植栽地の保全

植栽^{ます}枿の内部は、樹木の根が広く伸長している重要な植栽基盤です。そのため、樹木が健全に水分や養分を吸収できるよう、良好な環境を形成し維持する必要があります。

ア 立入対策

植栽^{ます}枿内への過度な立入りや仮設等の行為を原因とし、地被植栽の消失や土壌の固結などが生じています。これらは、樹木の根の生育や水分・養分の吸収等に大きな影響を及ぼします。

そのため、地被植物の植栽・管理や注意喚起等による防止対策を行うとともに、改善が見られない場合には柵の設置等による物理的対策を検討します。なお、物理的対策を行うに当たっては、ケヤキ並木の景観に配慮した仕様や工法を検討するものとします。

イ 地被植物

ケヤキ並木は、その雄大な樹形だけでなく、足元に広がる地被植物と一体として、武蔵野の面影を残す美しい景観を形成しています。この特徴的な風景を守り、将来にわたって継承していくために、武蔵野の風景を構成する適切な植物種の選定と維持管理を行っていきます。

ウ 土壌改良

植栽土壌が締め固まり、ケヤキなどの水分や養分吸収に支障が出た場合は、必要に応じて排水性や通気性を改善するための土壌改良を実施していきます。

2 【取組方針】維持管理の方針

(1) 日常の維持管理

ケヤキ並木の日常の維持管理は、道路利用者等の安全性確保を最優先事項と位置付けた上で、文化財として適切な維持管理を行います。そのため、日常のパトロールや定期的な点検、診断等により現状を把握し、危険が生じる前に計画的に対応を行う予防保全型の管理を基本とします。予防保全型の管理は、現在の樹形を出来るだけ維持しながら、安全性等を確実に確保することを目的とし、次の趣旨をもって行います。

なお、ケヤキ並木の維持管理は、現地の状況に応じた現場での判断をもって行います。判断の基準とする具体的な維持管理の方法については、これまでの管理実績や専門家等の意見を参考とし、管理指針やマニュアル等を作成の上で運用します。

ア 生命・身体の保護

現時点で危険性が生じていない状況においても、近い将来に折損や落下等の危険性が生じる可能性のある枝や建築限界にかかる枝等について、事前に^{せんてい}剪定などの対策を行います。

なお、樹高や樹冠の大きくなり過ぎた樹木は、点検や管理に支障が生じる可能性があります。そのため、支障が生じることが見込まれる場合には、現在の樹形を出来るだけ維持しながら管理上必要な範囲で^{せんてい}剪定を行います。

イ 財産の保護

隣接地に越境している枝または越境するおそれのある枝については、再度近い時期に越境しないことを見通した範囲で^{せんてい}剪定します。特に、主要交通である甲州街道や京王線などと交差する箇所については、より十分な安全管理のために定期的な^{せんてい}剪定等を行います。

(2) 緊急対応

日常の維持管理を適切に行っても、枝折れや樹木倒壊などの危険性を完全に予測することは困難です。そのため、枝折れや樹木倒壊等の危険な状況が生じている場合には、即時危険性の除去を目的とした^{せんてい}剪定や伐採等の緊急対応を行います。

3 【取組方針】次世代木の育成の方針

(1) ケヤキ並木の遺伝子を引き継ぐ苗木づくり

ケヤキ並木は、長い間、市のシンボルで在り続けています。このケヤキ並木の姿を次世代へ引き継いでいくためには、これまでケヤキ並木を支えてきた古木の遺伝子を引き継ぐ次世代木の育成が重要です。

そのため、これまでと同様、補植する苗木はケヤキ並木の古木を母樹とした実生木から育てていきます。この取組は、府中第一小学校、府中第一中学校、東京都立農業高等学校の小・中・高の連携で、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクトにより進めます。

(2) 次世代木の補植及び植え替え

現在のケヤキ並木には、樹木の寿命や枯損等による伐採により、樹木のない空間や根株のみとなってしまう場所があります。植物には寿命があり、このような場所は時間の経過とともに増えていきます。そのため、あらかじめ次世代木を補植し育てておくことが必要です。

ケヤキが無い場所においては、次世代にケヤキ並木を引き継いでいくために必要な環境を考慮し、必要な場所に新たなケヤキの苗木を補植します。具体的には、既存樹木の状態や樹齢、位置、樹冠（幅約12メートル～14メートル）等を考慮した上で、ケヤキ並木を構築する次世代木として適正な場所を適宜検討し補植します。

また、補植する苗木は植栽地の環境を考慮した形状で、比較的若い個体を用い、複数植える中で良好な個体を選抜することを基本とします。

一方、既に植栽されている次世代木のうち、生育位置の悪い個体や園芸品種の個体（武蔵野ケヤキ等）については、必要に応じて植え替えを行います。

(3) 次世代木の保護・育成

次世代木として選定し生育している樹木については、次世代のケヤキ並木を構成する主要な樹木として生育するよう、適切な保護・育成を行います。具体的には、古木の保護と同様、毎年2回程度の巡回監視、樹木の問題や生育状況に応じて2年～3年に1回を目途とする「外観診断」、3年～5年に1回を目途とする「樹木診断（高所診断）」などを実施の上、必要に応じた処置（枯損部切除、ケーブリング支保、土壌改良など）を実施します。

また、並木の密度が高く、個体間の被圧や生育阻害要因が生じている場合には、適正な密度調整を行います。

4 【取組方針】活用方針

ケヤキ並木は、長い歴史をもつ市のシンボルです。その歴史や経緯等を踏まえ、市民等との協働により活用を進めることで、まちの発展へつながる新たな価値や魅力を創出します。

(1) 文化・教育における活用

ア 歴史及び文化の継承

文化財保護法では、文化財は国の歴史や文化等の正しい理解に欠かせないものかつ将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして、適切に保存していくことが求められています。特にケヤキ並木には長い歴史があり、将来へケヤキ並木を引き継いでいくためには、その起源や引き継がれてきた経緯を含めて次世代へ継承していくことが重要です。

そのため、市内の小・中学校、高等学校、大学等との学校教育での取組を始め、博物館での展示や講演会、各種市民団体等との連携などにより、ケヤキ並木に係る歴史や価値を広く発信するとともに、正しい情報を将来へ引き継ぎます。

イ 地域の環境に係る理解の向上

ケヤキ並木は生きている樹木が構成する文化財であり、樹木の生理や生態、季節の変化、生育の経緯、清掃等の維持管理などを知ることで、地域の環境やケヤキ並木の保護管理の必要性を理解することが大切です。

そのため、ケヤキ並木の保護管理に係る活動情報を周知するとともに、まちづくりにおける活用のイベント等で樹木としてのケヤキ並木に親しんでいただくことで、環境への理解の向上を図ります。

ウ 次世代の保護管理を担う人材の育成

ケヤキ並木を将来に引き継ぎ、新たな魅力や価値を生み出すためには、次世代を担う人材の育成が必要です。

そのためには、将来を担う子供たちを始め、多くの人にケヤキ並木に触れ学べる機会を作ることが大切です。このため、学びたいときに学ぶことができるよう、新庁舎「はなれ」に設置予定のふるさと府中歴史展示室（仮称）等の活用を始め、学校教育との連携やイベント等による場の提供を推進していきます。

また、府中第一小学校、府中第一中学校、東京都立農業高等学校と市は、国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクトにおいて協働で活動を行っています。この活動では、将来へケヤキ並木を引き継いでいくことを目的とし、各々の技術と知識を活用しながら、子供たちが主体的に学び行動する活動を行っています。このような地域との協働による活動を継続することで、世代を超えて地域でケヤキ並木を守っていく体制を構築し、維持していきます。

(2) まちづくりにおける活用

文化財保護と合わせ、ケヤキ並木周辺のまちづくりにおいて、引き続き文化財と連携した活用を推進します。

ア にぎわいの創出（「府中市中心市街地活性化ビジョン（令和4年3月）」）

ケヤキ並木を含む周辺地区では、市全体がより活力のある地域となるための核として、魅力と活力を創出する中心市街地の形成を進めます。

当該地区においては、人を集めるにぎわい創出を目的とし、マルシェなどの中心市街地に人を呼び込むための各種イベントを実施していきます。また、沿道のセットバックにより発生する、利用が難しい一定基準以下の狭小な土地について、地権者の希望により市で取得し公開空地等の公共利用を図ります。

イ ケヤキ並木周辺の都市景観整備等

ケヤキ並木周辺の都市景観形成を図るため、当該地区の位置付けを踏まえた景観に関する取組や、都市景観形成に向けた具体的な景観整備を推進します。

(ア) 景観（府中市景観計画（令和4年5月））

府中市景観計画においては大國魂神社・けやき並木周辺を景観形成推進地区として位置付けています。けやき並木と一体となった大國魂神社の社叢^{しゃそう}を始めとする周辺の寺社林等の緑、国史跡武蔵国府跡や宿場町の面影を残す歴史的資源を保全するとともに、府中駅周辺等の中心市街地のにぎわいとの調和を図り、歴史と文化の奥行きのある市街地の景観形成を進めます。

(イ) 景観整備（けやき並木景観基本整備計画（平成2年3月））

ケヤキ並木の歴史と伝統をいかした、風格ある都市景観の創造に向けた整備を推進します。具体的には、けやき並木通りの甲州街道以南のモール化等の道路内景観整備に加え、周辺建築物や屋外広告物の用途や意匠、壁面後退の誘導等による沿道景観整備（ケヤキ並木と調和した街並整備）を引き続き推進します。

第6章 推進方針

1 推進体制

本計画における保護管理は、各種法令に基づくとともに、市民等を含めた多様な主体との協働により適切に進めていきます。

(1) 法令上の管理体制

ア 市

文化財の管理は、所有者が行うことが原則です。ただし、国の天然記念物に指定され、かつ所有者が複数にまたがる場合は、文化財保護法第113条の管理団体の指定を受けることにより、地方公共団体が管理を行うことができます。ケヤキ並木は、けやき並木通りの管理が東京都から府中市へ移管されたことを契機とし、平成22年6月7日付で市が管理団体の指定を受けて管理を行っています。

また、ケヤキ並木は、道路法に基づき認定された市道です。そのため、市道上に存するケヤキは街路樹としての道路附属物、道路を構成するものは道路構造物に当たることから、道路法第42条第1項に基づき道路を良好な状態に保ち、道路利用者の安全かつ交通に支障を及ぼさない適切な管理を行います。

イ 市教育委員会

市教育委員会は、市が管理を行うために必要な法令上の手続を行うとともに、通行者の安全性を最優先としながらも、適切な保護を行っていただけるよう市と協力して検討と調整を行っていきます。

また、貴重な文化資源であるケヤキ並木を市や市民、民間事業者と協働して活用することで、まちの発展へつながる新たな価値や魅力を創出します。

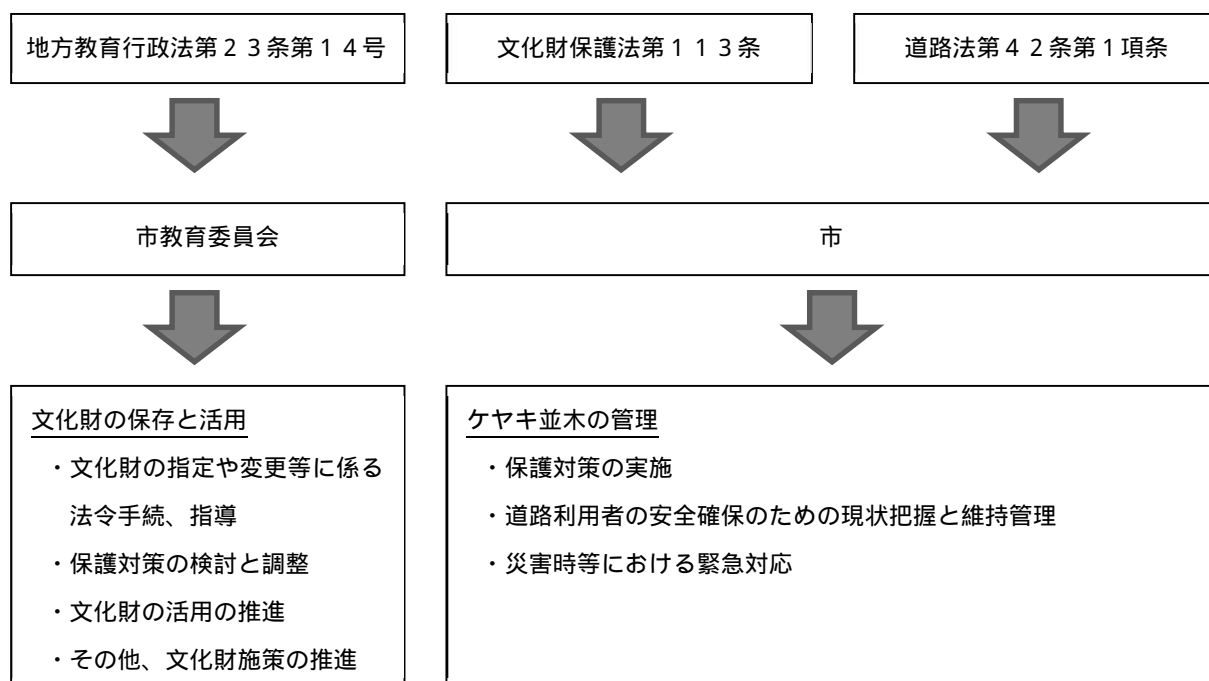


図6-1 法令上の管理体制

(2) 多様な主体との協働体制

ケヤキ並木の保護管理は、日常の利用、樹木の管理、イベントにおける活用など、幅広い分野での検討と取組が必要です。そのため、所有者（大國魂神社、市、東京都、国）、行政、専門家、市民・隣接土地所有者等の多様な主体が、各々の経験や知識をいかして協働して取り組んでいくこととします。

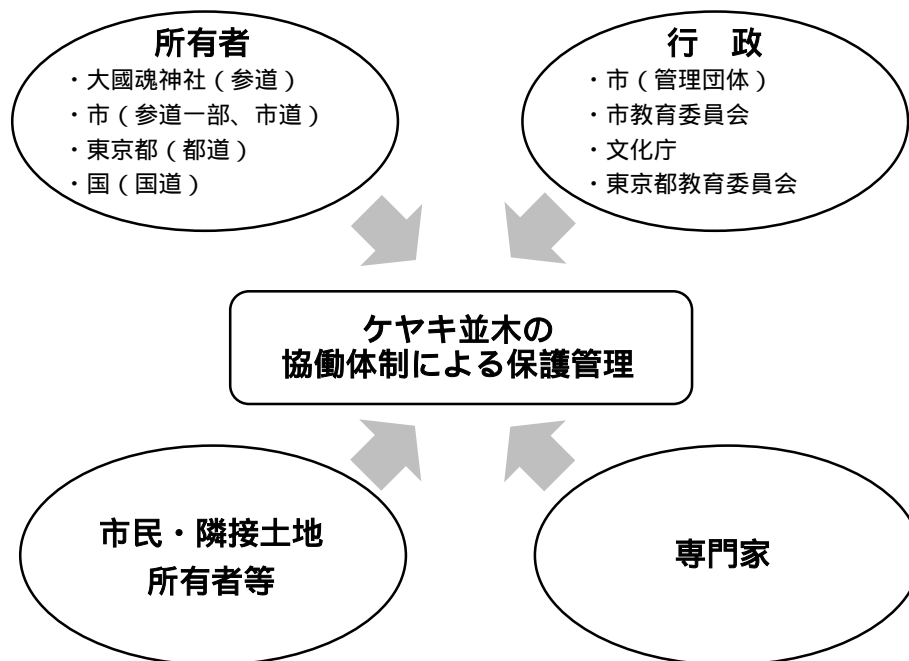


図6-2 ケヤキ並木保護に向けた連携イメージ

(3) 財政措置

ケヤキ並木の保護管理には、文化財として将来へ残していくための保護という特別な目的があるとともに、道路利用者の安全性の確保を確実に行う必要があることから、多くの経費を伴います。一方で、厳しい財政状況の中、どのようにして適切な保護管理を行っていくかが課題となっています。

適切な保護管理を実現するためには、ケヤキ並木の現状を正確に把握した上で、予防保全型の管理を行うために必要な手法やスケジュール、経費等を検討する必要があります。その上で、必要な財政措置を含め、計画的に取組を進めていきます。

2 推進スケジュール

ケヤキ並木の保護管理は、将来に向けて継続していくため、適切な時期に取組を実施していくことが必要です。そのため、本計画の保護管理の各取組について、短期、中期、長期で取組目標を設け実施するものとします。なお、次の中期及び長期の取組目標の記載は、短期的な取組目標と重複する部分を省略して示します。

(1) 短期的な取組目標

短期的な取組目標は、主に常時継続が必要な取組や現時点で新たに検討または着手すべき取組を位置付けるものとします。

ア 保護対策

(ア) 定期的な点検・診断と適切な処置

- 日常点検（パトロール）の実施（保護）
- 巡回監視の実施（年2回）
- 樹木の生育状況に応じて2年～3年に1回を目途とする外観診断、3年～5年に1回を目途とする高所診断など

(イ) 樹木の保護

- 樹木の分類ごとの保護対策の実施（ケーブリング支保等）
- 対象樹木の伐採
- 実施した保護対策の更新（ケーブリングは、7年～8年に1回の更新を目安）

(ウ) 植栽地の保全

- 植栽地への立入り対策の検討と実施
- 地被植栽と土壌改良の実施

イ 維持管理

(ア) 日常の維持管理

- 日常点検（パトロール）の実施（安全性）
- 予防保全型の管理に基づく適切な維持管理枯枝や支障枝などの問題状況への必要な処置

(イ) 緊急対応

- 自然災害（台風、大雨、地震等）、交通事故などによる、倒木、倒壊、枝折れなどへの緊急対応

ウ 次世代木の育成

(ア) ケヤキ並木の遺伝子を引き継ぐ苗木づくり

- ケヤキ並木の実生木から育てた苗木づくりの継続（国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクト）

(イ) 次世代木の補植及び植え替え

- 伐採等による樹木のない空間や、将来性のない古木周辺の補植

- (ウ) 次世代木の保護・育成
 - 生育した苗木の密度調整（間伐）

エ 活用

- (ア) 文化・教育における活用
 - 学校教育、郷土の森博物館等での教育活動や展示、講演会、各種市民団体との連携等による歴史と文化の発信
 - ケヤキ並木の保護管理に係る活動情報の周知
 - 国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクトの活動の継続

- (イ) まちづくりにおける活用
 - 市で取り組むまちづくりにおける、文化財と連携した活用の推進（にぎわいの創出、ケヤキ並木周辺の都市景観整備等）

(2) 中期的な取組目標

中期的な取組目標は、短期的な取組のうち継続するもの（次の追加または変更する事項を除く。）に取り組むとともに、中期的に継続が必要な取組や中期的な時期に検討または着手すべき取組を位置付けるものとします。

ア 追加する事項（短期的な取組目標に対し）

ア 保護対策 (ウ) 植栽地の保全 <ul style="list-style-type: none"> ● （改善が見られない場合）植栽地への立入りに係る物理的対策の検討と実施

イ 変更する事項（短期的な取組目標に対し）

ウ 次世代木の育成 (イ) 次世代木の補植及び植え替え <ul style="list-style-type: none"> ● ムサシノ1号やムサシノ2号などのケヤキの品種個体や、将来性のない次世代木等の植え替え (ウ) 次世代木の保護・育成 <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代木の適切な樹形づくりなどの保護・育成
--

(3) 長期的な取組目標

長期的な取組目標は、短期及び中期的な取組のうち継続するもの（次の追加または変更する事項を除く。）に取り組むとともに、長期的に継続が必要な取組や長期的な時期に検討または着手すべき取組を位置付けるものとします。

ア 変更する事項（中期的な取組目標に対し）

ウ 次世代木の育成 (イ) 次世代木の補植及び植え替え <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じた次世代木の補植・植え替え

イ 完了により削除する事項（中期的な取組目標に対し）

ア 保護対策

(b) 樹木の保護

- 対象樹木の伐採

(c) 植栽地の保全

- （改善が見られない場合）植栽地への立入りに係る物理的対策の検討と実施

表 6 - 1 ケヤキ並木の保護管理の推進スケジュール

取組項目	取組時期			
	短期 (2026年～2029年)	中期 (2030年～2037年)	長期 (2038年～)	
(7) 保護対策	定期的な点検・診断と適切な処置	日常のパトロールの実施（保護） 巡回監視の実施（年2回） 2年～3年に1回を目途とする「外観診断」、3年～5年に1回を目途とする「高所診断」など		
	樹木の保護	樹木の分類ごとの保護対策の実施（ケーブリング支保等） ○ 対象樹木の伐採		樹木の分類ごとの保護対策の実施（ケーブリング支保等）
		実施した保護対策の更新 （ケーブリングは、7年～8年に1回の更新を目安）		
	植栽地の保全	植栽地への立入り対策の検討と実施	植栽地への立入り対策の検討と実施	植栽地への立ち入り対策の検討と実施
○（植栽地への立入りの改善が見られない場合）植栽地への立ち入りに係る物理的対策の検討と実施				
地被植栽と土壌改良の実施				
(8) 維持管理	日常の維持管理	日常のパトロールの実施（安全性） ○ 予防保全型の管理に基づく適切な維持管理		
	緊急対応	自然災害（台風、大雨、地震等）、交通事故などによる、倒木、倒壊、枝折れなどへの緊急対応		
(9) 次世代木の育成	ケヤキ並木の遺伝子を引き継ぐ苗木づくり	ケヤキ並木の実生木から育てた苗木づくりの継続（国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクト）		
	次世代木の補植及び植え替え	○ 伐採等による樹木のない空間や、将来性のない古木周辺の補植	ムサシノ1号やムサシノ2号などのケヤキの品種個体や、将来性のない次世代木等の植え替え	必要に応じた次世代木の補植・植え替え
	次世代木の保護・育成	○ 生育した苗木の密度調整（間伐）	○ 次世代木の適切な樹形づくりなどの保護・育成	
(10) 活用	文化・教育における活用	博物館での展示や講演会、各種市民団体との連携等による歴史と文化の発信 ケヤキ並木の保護管理に係る活動情報の周知 国天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護更新プロジェクトの活動の継続		
	まちづくりにおける活用	市で取り組むまちづくりにおける、文化財と連携した活用の推進（にぎわいの創出、ケヤキ並木周辺の都市景観整備等）		

短期、中期、長期の期間は、府中市総合計画の計画期間を見据えた時期を設定しています。

3 保護管理の実施

(1) 次世代木の補植等

ア 補植等の要件

次世代木の補植や植え替え（以下「補植等」といいます。）は、次のいずれかの要件を満たす場合に行うものとします。

- a 樹木の伐採等により、十分な空間が空いている場合（空間）
- b 生育状況が悪く、将来性のない樹木の後継樹として、事前の補植等が必要な場合（後継樹）
- c 従来ケヤキ並木にないムサシノ 1号やムサシノ 2号等の特殊な樹形となる品種の植え替えを行う場合（植え替え）

イ 次世代木の補植等の計画

ケヤキ並木の現状及び補植等の要件を踏まえ、次世代木としてのケヤキの補植等を次のとおり行うものとします（表 6 - 2）。なお、当該補植等の計画については、今後本計画を改定する際に現況の変化に応じて見直すほか、状況により変更が必要な際には別途見直しを行います。

表 6 - 2 次世代木の補植等計画対象

番号	補植等の要件	補植候補地または植え替えの理由
	(1) 空間	空間が十分に空いており、並木の維持のために補植が必要であるため（各樹冠の間が 10 m 程度）。
	(2) 後継樹	生育状況が悪く将来性が懸念される、E103 の後継樹が必要であるため。
	(2) 後継樹	生育状況が悪く将来性が懸念される、E119 の後継樹が必要であるため。
	(2) 後継樹	生育位置が悪く将来性が懸念される、E126 の植え替えが必要であるため。
	(2) 後継樹 (3) 植え替え	ムサシノ 2号の特徴があり、生育位置も悪い W8001 の植え替えが必要であるため。
	(2) 後継樹 (3) 植え替え	ムサシノ 2号の特徴があり、生育位置も悪い W8002 の植え替えが必要であるため。
	(1) 空間	空間が十分に空いており、並木の維持のために補植が必要であるため（各樹冠の間が 10 m 程度）。
	(2) 後継樹	ムサシノ 2号の特徴がある W8003 の植え替えが必要であるため。
	(2) 後継樹	生育状況が悪く将来性が懸念される、W1030 の植え替えが必要であるため。 なお、若木の新植ではなく、直近の W8004（R3.3 植栽）を適正な場所に移植する。
	(2) 後継樹	生育状況が悪く将来性が懸念される、W2010 の植え替えが必要であるため。

(2) 既存木の伐採

ア 伐採の要件

保護管理の方針で示す、分類ごとの記載に基づき行うものとします。なお、伐採後の補植等の考えについては、次世代木の補植等計画に基づくものとします。

イ 既存樹木の伐採の計画

ケヤキ並木の現状及び伐採の要件を踏まえ、次のとおり伐採を行うものとします（表4-5）。なお、当該伐採の計画については、今後本計画を改定する際に現況の変化に応じて検討するものとしますが、安全性等に支障が生じた場合には記載によらず伐採を行います。

表6-3 既存樹木の伐採計画対象

番号	既存樹木の分類	伐採の理由
E3007	次世代木	隣接する樹木に被圧され、光を求めて国道20号線（甲州街道）側へ偏り成長を続けている。そのため、今後もこの場所では健全な生育が望めず、かつ交通への影響が高まることも懸念されるため。
E108	次世代木	隣接する樹木に被圧され、光を求めて京王線高架側へ偏り成長を続けている。そのため、今後もこの場所では健全な生育が望めず、かつ交通への影響が高まることも懸念されるため。
E126	次世代木	植栽 ^{ます} の端に生育し、かつて周辺の樹木に被圧されていたことから樹形が悪く、今後もこの場所で、健全な生育が望めない。 そのため、新たな次世代木を適正な位置に植え替えるために伐採する。
W37	古木	主幹の片側が腐朽し回復の見込みがなく、かつ片側に傾いた樹形である。そのため、倒木の可能性があり、交通への影響が高まることも懸念されるため。
W1030	次世代木	根元にナラタケモドキが着生することで、樹勢が年々低下し、毎年のように枯損した枝が発生している。また、今後樹勢が改善する見込みは低い。 そのため、新たな次世代木を適正な位置に植え替えるために伐採する。
W8001	次世代木	ムサシノ2号の特徴があり、生育位置も悪い。 そのため、新たな次世代木を適正な位置に植え替えるために伐採する。
W8002	次世代木	
W8003	次世代木	
W2010	次世代木	生育地が悪く、将来健全な生育が望めない。 そのため、新たな次世代木を適正な位置に植え替えるために伐採する。

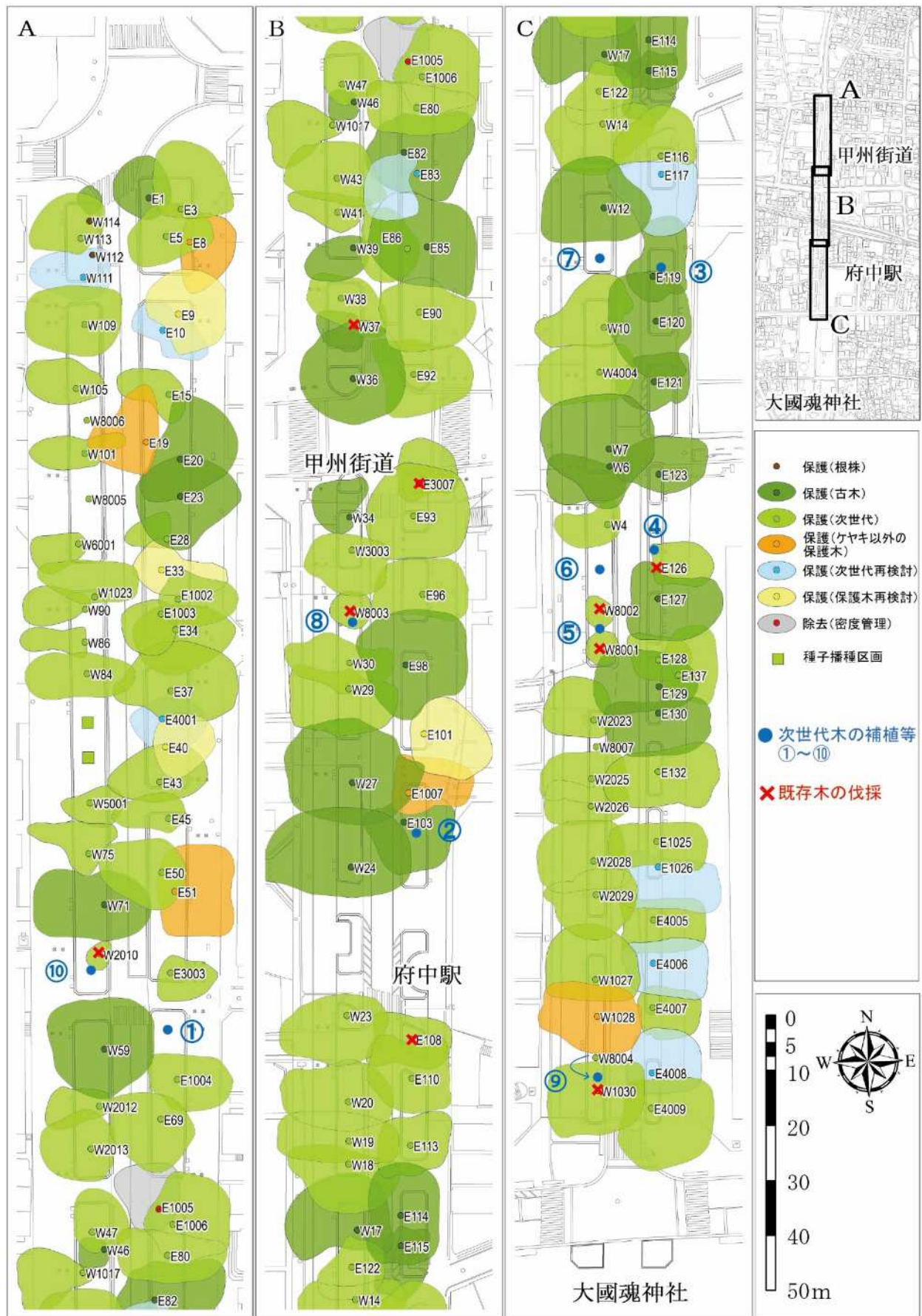


図 6 - 3 次世代木の補植等および既存木の伐採の計画位置図

4 計画の評価と見直し

ケヤキ並木は植物が構成要素の一つであるため、計画的な保護管理を進める中で、現況の変化に応じ対応をしていく必要があります。また、保護対策の成果を確認するためには、樹木の生長を踏まえた相当の年数が必要です。

そのため、中期の取組時期の終了時を目途に評価し、必要に応じた見直しを行っていきます。なお、保護管理上必要が生じた場合には、前述の時期にかかわらず見直しを行うものとします。

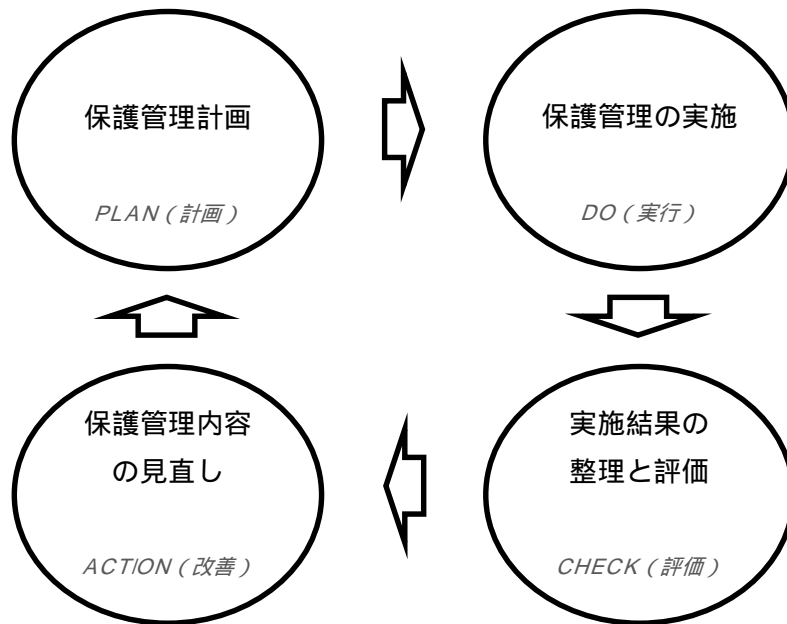


図 6 - 4 P D C Aサイクルを取り入れた評価と見直し